はじめに

播磨町では、令和3 (2021) 年度より第5次播磨町総合計画「いいとこいっぱい! 笑顔いっぱい! みんなでつくる ふるさと はりま」をキャッチフレーズとしてまちづくりを進めています。また、播磨町では令和6年3月に初めて福祉の基本的な計画である「播磨町地域福祉計画」を策定しました。

障がいのある人が地域で生活する支援として「障害者総合支援法」の改正や、障がいのある児童に対する支援の拡充を目的とした「児童福祉法」の改正は、地域共生社会の実現に向けた取り組みを大きく進展しています。



また、当事者や家族、支援者、関係機関等で構成する播磨町地域自立支援協議会においても、障がいのある人の暮らしに関する個別課題・地域課題に取り組み、地域で自分らしく安心して暮らすために活発な活動を行っています。

この度、令和6 (2024) 年度から令和11 (2029) 年度の障害施策の基本計画である「第4期播磨町障害者計画」、令和8 (2026) 年度までの実施計画である「第7期播磨町障害福祉計画」、「第3期播磨町障害児福祉計画」を一体的に策定しました。

本計画の実施に向けて、「播磨町地域福祉計画」と連携を取りながら、基本理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰ひとり取り残されない共生のまち」の実現をめざし、各施策を積極的に進めてまいります。

結びになりますが、アンケート調査やワークショップにご協力くださいました皆様、また熱心にご議論いただきました播磨町障害者計画策定委員をはじめとして、計画の策定にあたり、貴重なご意見や多大なご協力をいただきました皆様方に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和6 (2024) 年3月

播磨町長 佐伯 謙 作

目次

男 I 早 - 計画泉足にめたっ (1
1. 計画策定の趣旨	1
2.計画の性格	
3.計画の対象	6
4. 計画の期間	7
5. 計画の策定体制	7
第2章 本町の障がいのある人の現状	8
1. アンケート調査	8
2. ワークショップ	9
3. ヒアリング調査	
4. 播磨町における課題のまとめ	11
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 基本理念	
2. 基本指針(分野横断的視点)	13
3. 分野と重点施策	14
4. 体系図	
第4章 施策の展開	
1. つながる	18
2. そだつ	22
3. くらす	25
4. はたらく	32
5. まもる・学びあう	36
第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画	39
1. 成果目標の設定	39
2. 障害福祉サービスの見込量	47
3. 地域生活支援事業の見込量	53
4. 障害児通所支援等の見込量	62
第6章 計画の推進体制	64
1. 住民・事業者・地域等との協働の推進	64
2. 庁内推進体制の整備	64
3. 播磨町地域自立支援協議会における取組の推進	64
4. 国、県及び近隣市町との連携	64
5. 計画の評価・点検	65

資料編	66	
1. 播磨町障害者計画策定委員会設置要網	66	
2. 播磨町障害者計画策定委員会委員名簿	67	
3. 統計データ	68	
4. ワークショップ結果	73	
5. アンケート調査結果	76	
6. ヒアリング調査結果	97	
7. 用語解説	101	

第 | 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国では、障がいのある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」 を平成5年に定め、国や地方自治体に対して、障がいのある人のための施策に関する基本計画の策 定を義務付けました。

この法律に基づき、国は「障害者対策に関する新長期計画」(平成5年)や、「障害者基本計画(第2次)」(平成15年~24年)を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。また、平成23年の障害者基本法の改正では、「障害者の権利に関する条約」が採用する「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念を新たに取り入れています。令和4年には、障害者権利条約の締約国として、国際連合ジュネーブ本部にて、障害者権利委員会による我が国政府報告の審査が実施され、見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されたことを受け、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められています。

そしてこの障害者基本法に基づき、平成 30 年には「障害者基本計画(第4次)」を策定し、共生 社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、その 能力を最大限発揮して自己実現できるように支援することを、基本理念として計画の目標に定めて います。また、令和5年には「障害者基本計画(第5次)」が策定され、障害者施策と障害者権利条 約との整合性が一層高めつつ強力に進めていくための構成とされています。

またこの中で、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮等を定めた「障害者差別解消法」や「改正障害者雇用促進法」、障がいのある人の尊厳を守る「障害者虐待防止法」等、障がいのある人に関わる様々な法律の改正、施行が行われました。

そして、障がいのある人が地域で生活する支援として「障害者総合支援法」の改正や、障がいのある児童に対する支援の拡充を目的とした「児童福祉法」の改正は、地域共生社会の実現に向けた取組が大きく進展しています。

本町においては、平成 30 年に「第3 期播磨町障害者計画・第5 期播磨町障害福祉計画・第1 期播磨町障害児福祉計画」を策定し、また令和3年には「第6 期播磨町障害福祉計画・第2 期播磨町障害児福祉計画」を策定しています。計画の見直しの時期である令和5年度までに、上記の通り、障がいのある人に関する様々な法整備が進んでいます。また、少子高齢化や地域のつながりの希薄化による地域コミュニティの衰退、人々の生活様式の多様化等、生活環境の変化や人々が抱える課題が複雑化する等、障がいのある人を取り巻く環境も大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、前計画の進捗状況を検証するとともに国や兵庫県の動向を踏まえて、 新たに「第4期播磨町障害者計画」「第7期播磨町障害福祉計画・第3期播磨町障害児福祉計画」を 策定します。

年	国	兵庫県	播磨町
平成5年 (1993年)	■障害者基本法の公布		
平成7年(1995年)		●すこやかひょうご障害 者福祉プランー兵庫県障 害者福祉長期計画 - を策 定	
平成 13 年 (2001 年)		●兵庫県障害者プランを策定	
平成 14 年 (2002 年)	■「障害者基本計画」を策定		
平成 15 年 (2003 年)	■身体障害者及び知的障害者の福祉サー ビスについて、「措置制度」から「支援 費制度」に移行		
平成 16 年 (2004 年)	■「障害者基本法の一部を改正する法律」の成立 [差別禁止理念の明示、障害者の日の障害者週間への拡大、都道府県・市町村障害者計画策定の義務化等] ■「発達障害者支援法」の成立		
平成 17 年 (2005 年)	■「障害者自立支援法」の成立	●すこやかひょうご障害 者福祉プランを策定 ●ひょうごユニバーサル 社会づくり総合指針を策 定	
平成 19 年 (2007 年)			○播磨町障害者計画、播 磨町障害福祉計画を策定
平成 20 年 (2008 年)	■「障害者の雇用の促進等に関する法律 の一部を改正する法律」が公布		
平成 21 年 (2009 年)			○第2期播磨町障害福祉 計画を策定
平成 22 年 (2010 年)		●ひょうご障害者福祉プランーみんなが元気なひょうごをめざしてーを策定	
平成 23 年 (2011 年)	■改正障害者基本法が公布・一部を除き施行■「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)案」が参議院本会議において全会一致で可決成立」		
平成 24 年 (2012 年)	■「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達法)案」が衆議院本会議において全会一致で可決 ■障害者の法定雇用率を引き上げる政令が公布 ■「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行 ■「障害者総合支援法」		○ 第 2 期播磨町障害者計 画・第 3 期播磨町障害 福祉計画を策定
平成 25 年 (2013 年)	■「障害者基本計画(第3次)」閣議決定■ 障害者の法定雇用率が引き上げになる。■「障害者雇用促進法」改正■「障害者差別解消法」施行		

年	国	兵庫県	播磨町
平成 26 年 (2014 年)	■「障害者権利条約」国会承認■「難病の患者に対する医療等に関する 法律」が成立		
平成 27 年 (2015 年)		●ひょうご障害者福祉計画〜自分で決める自分の生き方みんなでつなぐ共生の社会〜を策定	○第4期播磨町障害福祉計画を策定○播磨町人口ビジョンを策定○播磨町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定
平成 28 年 (2016 年)	■「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 ■「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行(障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務) ■「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立 ■「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行		
平成 30 年 (2018 年)	■「障害者基本計画(第4次)」閣議決定 ■「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行 ■改正社会福祉法の施行 ■「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行 ■「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行	●ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例を制定 ●障害者等による情報の修得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例(ひょうご・スマイル条例)」を制定	○第3期播磨町障害者計画・第5期播磨町障害福祉計画・第1期播磨町障害児福祉計画を策定
平成 31 年 令和元年 (2019 年)	■「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立 ■「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が成立 ■「障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備を含む著作権法の一部を改正する法律」の施行 ■障害福祉サービス等報酬改定		
令和2年 (2020年)	■「障害者の雇用の促進等に関する法律 の一部を改正する法律」の施行(一部 令和元年6月 4日、9月6日施行)		
令和3年 (2021年)	■「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立(内閣府) ■東京オリンピック・パラリンピックの開催 ■改正社会福祉法の施行		○第6期播磨町障害福祉 計画・第2期播磨町障 害児福祉計画を策定 ○第5次播磨町総合計画 を策定
令和 4 年 (2022 年)			
令和5年 (2023年)	■「第5次障害者基本計画」を策定 ■「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法」制定	第2期ひょうご障害者福 祉計画	次似。陈中女子去儿儿

資料:障害者白書より

2. 計画の性格

(1) 根拠法

障害者計画は、本町の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、 関係機関・団体、事業者、町が、それぞれに活動を行うための指針となります。

障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害福祉施策を円滑に実施するために、計画期間である令和 6年度から令和8年度の障害福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策について定める計画となります。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画		
内容	障害者施策の基本方針に ついて定める計画	障害福祉サービス等の見 込みとその確保策を定め る計画	障害児通所支援等の提供 体制とその確保策を定め る計画		
根拠法	障害者基本法 (第 11 条 3 項)	障害者総合支援法 (第 88 条)	児童福祉法 (第 33 条 20)		
国	障害者計画 (第 5 次) (令和 5 年度~)	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る 基本指針 (障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑が 実施を確保するための基本的な指針)			
県	ひょうご障害者福祉計画	兵庫県障害福祉実施計画			
播磨町	第4期障害者基本計画	第7期障害福祉計画	第3期障害児福祉計画		
計画期間	6 年間	3 年間	3 年間		

障害者計画

様々な分野にわたる障がいのある人への支援、 福祉サービス等にかかわる施策の方針を定める計画

- ●差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止●安全安心な生活環境の整備
- ●情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- ●防災、防犯の推進 ●行政等における配慮の充実 ●保健・医療の推進

◎自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ●教育の振興

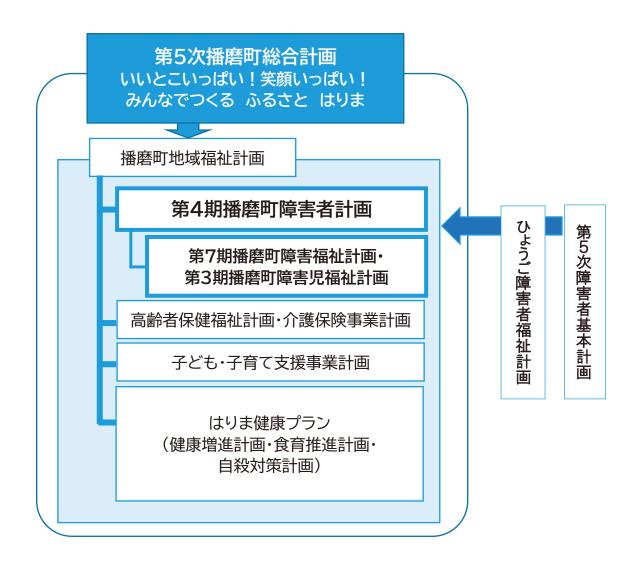
- ●雇用・就業・経済的自立の支援 ●文化芸術活動・スポーツ等の振興
- ●国際社会での協力、連携の推進

障害福祉計画 • 障害児福祉計画

「自立した生活の支援」にかかわる 具体的なサービス等の見込量と確保方策を定める計画

(2) 上位・関連計画

本計画は国の「第5次障害者基本計画」や兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」に基づくとともに、本町の最上位計画であり、まちづくりの基本方針である「第5次播磨町総合計画」、福祉分野における上位計画である「播磨町地域福祉計画」や、その他個別計画との連携・整合を図ります。



3. 計画の対象

計画における「障がいのある人」の定義は障害者基本法に則り次の通りです。

ただし、障がいのある人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域で自立して健やかに暮らすためには、地域に暮らす一人ひとりが障がいに対する理解を深めることが重要であるため、本計画は本町に住むすべての人を対象とします。

■障がいのある人

(定義)

第二条

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害 (以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又 は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

一「障がい」の表記について ―

障がいの表記については、「障がい」のほか「障害」、「障碍」等、さまざまな見解が出されており、国でも議論がされてきましたが、現時点では意見の一致をみておらず、法令等では「障害」の表記が用いられているところです。

播磨町では、議会などで議論された結果、人や人の状態を表す場合において固有名詞や法令等の用語を除いて「障がい」と表記しています。

本計画においては、計画策定時点での播磨町の方針のとおり、「障がい」の表記とします。

しかし、今後は「障害の社会モデル」*の考え方を踏まえて「障がいのある方に害があるのではなく、障がいのある方が生活する上で未だ差別や偏見など、さまざまな社会的障壁が残っているという社会環境の問題」ととらえ、障がいのある方が社会で当たり前に生活ができるような施策の充実や差別解消のための啓発を進めるとともに、「障がい」という表記については、播磨町地域福祉計画と関連させながら検討を重ねていきます。

*障害の社会モデル

以前は、「障害」とは、個人の心身機能の障害に着目して、個人の努力で残存機能の拡大や喪失機能の代替により社会適応を目的とする、「障害の医学モデル」の考え方がとられていました。しかし、現在では、ICF(国際生活機能分類:WHO)や障害者の権利に関する条約において示されたように、「障害」は、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって作り出されているものであり、環境の改善等により社会的障壁を取り除き、障害のある人の主体的な完全参加を目指すことは社会全体の責任であるという、社会環境に着目した「障害の社会モデル」の考え方へ変化しています。

(第7期兵庫県障害福祉実施計画から一部引用、一部加筆)

4. 計画の期間

第4期播磨町障害者計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。また、第7期播磨町障害福祉計画・第3期播磨町障害児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。なお、社会情勢等を勘案し、必要に応じ見直しを行うこととします。

	平成 30 年	令和 1年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10 年	令和 11 年
地域福祉 計画						第1期地域福祉計画						
障害者 計画	播磨町第3期障害者計画							第4	4期障:	害者言	一画	
障害福祉 計画	第5期 第6期				障哥	第7期 書福祉記	十画		第8期			
障害児 福祉計画	第1期 第2期		障害	第3期 児福祉	計画		第4期					

5. 計画の策定体制

庁内における前計画の事業評価に加え、播磨町地域自立支援協議会においてワークショップを行い、これまでの成果や課題をはじめ今後の障害者施策などに対する提言を、本計画に反映しました。また、障がいのある人や住民に対するアンケート調査を実施し、障がいのある人やその家族、地域住民の障害福祉に関する意識やニーズ、課題等を明らかにし、本計画に反映させました。

さらに、学識経験者や保健医療・福祉関係者、障がいのある当事者を含む住民、団体関係者等による播磨町障害者計画策定委員会を設置し、計画の内容についての審議を行い、そこで出された意見を反映させて、本計画を策定します。

第2章 本町の障がいのある人の現状

播磨町における現状や課題を把握するため、アンケート、地域自立支援協議会によるワークショップ、当事者団体のヒアリングを行いました。

1. アンケート調査

令和4年度に3種類のアンケートを実施しました。

- ①播磨町にお住まいの 18 歳以上の人 1.000 人
- ②播磨町にお住まいの 65 歳未満の障害者手帳所持者、障害福祉サービス受給者、障害児通所支援受給者
- ③近隣3市2町(播磨町、明石市、加古川市、高砂市、稲美町)の障害福祉サービス及び 障害児通所サービス事業所

アンケートでの主な意見

- 家族や知人など、障がいのある人が身近にいると答えた人が6割以上います。また障がいのある人が困っているとき、身近に障がいのある人がいると答えた人の方が、積極的に手助けすると回答しました。手助けをしない理由としては、「本当に困っているか分からない」と回答した人が62%、「手助けの方法が分からない」が50%でした。(複数回答可)
- 障がいのある人は、4割以上の人が播磨町は暮らしやすいと回答していますが、一般の人は障がいのある人にとって播磨町は2割の人が暮らしやすいと思うと回答しています。
- 障がいについての住民理解を深めるために必要なものは、「学校教育や人権教育の充実」と 回答した人が41%、「障がいのある人との交流の機会」が33%でした。(複数回答可)
- バリアフリーやヘルプマーク等の言葉の認知度は、若年層の方が高い傾向にありました。
- 障がいのある人にとって、「将来の住まいがあるかどうか不安」と回答した人が3割、また「将来必要な介助や支援を受けられるか不安」と回答した人が3割を超えました。
- 福祉サービスの情報の入手先は、「役場」が 38%、「広報はりま」が 25%で、「総合相談 窓口」は3%でした。
- 相談窓口に一番望むことは、「予約なしで気軽に相談できる」が23%、「日常の悩みなどを 気軽に相談できる」が13%でした。
- 週に1度も外出しない人は、「精神障害者保健福祉手帳所持者」が17%となっており、「身体障害者手帳」や「療育手帳所持者」よりも高い値となっていました。
- 障害福祉サービス及び障害児通所サービス事業所にとって、運営上の課題は「職員の確保、 定着」が61%、「職員の質の向上」が54%でした。(複数回答可)

2. ワークショップ

播磨町地域自立支援協議会主催によるワークショップを行い、播磨町の現状を知り、どうすれば みんなが幸せに暮らしていけるのか、自分は何ができるか等を話し合いました。

ワークショップでの主な意見(課題)

- 障がいに対する偏見がある。
- 障がいを社会モデルとして捉えられていない。
- 障がいのある子どもも地域の学校に通いやすい町になってほしい。
- 発達検査をしたくても、長期間待たされる。
- 発達検査のアフターフォローを充実してほしい。
- 働く場所や働き方のバリエーションが少なく、賃金が低い。
- 緊急時に助けてくれるところがない。
- ヘルパーが不足している。
- お金のことや契約のことについて、知識不足である。
- 災害時の避難所の設備や対応に不安がある。
- 避難訓練を実施し、参加していく必要がある。

※75ページに関連資料を掲載







3. ヒアリング調査

播磨町における障害者関係団体に面談でのヒアリング調査を実施しました。

ヒアリング調査での主な意見

- ■会員の減少や、役員の成り手不足がある。
- ■気軽に相談できるところが欲しい。総合相談の認知度が低い。
- ■ヘルパーの確保が難しい。
- ■余暇を過ごす場所が欲しい。
- ■先生や友人、周囲の人に障がいについてもっと知ってほしい。
- ■子どもの頃から障がいのある人と交流する機会を増やしたい。
- ■相談支援員の不足や、質の差が大きい。
- ■質の良い放課後等デイサービスの事業所を増やしてほしい。

4. 播磨町における課題のまとめ

上記で挙げた項目から、重要となる課題を大きく5つにまとめました。

つながる

障がい者本人や家族が必要とする支援やサービスの情報を提供できるよう、相談しやすい体制 整備を行う必要があります。

2 そだつ 健診や病院で発達の遅れ等を指摘された際、福祉へつなげていく仕組みを整備する必要があります。また、障がいのある子も地域の学校で学ぶことができるよう、インクルーシブ教育をさらに進めていく必要があります。

くらす

播磨町で安心して暮らすことができるよう、居住支援のための機能を持つ場を整備すること、また安全な生活環境の整備が必要となります。

さらに、災害時の支援体制も整備する必要があ ります。

4 はたらく

適性のある就労先を見つけるため、町内で就労 アセスメントができる仕組みが必要です。また多 様な働き方ができるよう、福祉サービスの柔軟な 利用も求められています。

学生の進路決定は学校の中で決められているが、今後福祉と連携することにより、相談支援などの充実を図っていく必要があります。

5 まもる・ 学びあう 障がいに対する知識不足、理解不足により偏見 や差別が生じているため、障がいについての啓発 活動や研修等を行う必要があります。また、権利 擁護を進め安心して暮らせる体制の整備が必要 です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町のまちづくりの最上位計画である「第5次播磨町総合計画」において、まちづくりの将来像を「いいとこいっぱい!笑顔いっぱい!みんなでつくる ふるさと はりま」とし、「日々の暮らしを快適で便利に過ごすことができるまち」「いつでも安心して暮らせるまち」「心安らぐふるさととして、いつまでも愛し、誇りに思えるまち」に 10年後のイメージを願ったものです。この将来像には、地域での支えあい、すべての人が播磨町を「ふるさと」として愛情と誇りを持ち、誰もが自分らしくいきいきと過ごす活力あるまちをめざす視点が含まれています。

本計画の前身である「播磨町第3期障害者計画」では、共生社会の実現をめざし、「誰もがともに支え合い、くらす共生のまち」を基本理念として定めました。第4期計画においては、第3期計画の理念を受け継ぐとともに、障がいの有無にかかわらず、住民一人ひとりがお互いを理解し、尊重しあい、人と人がつながっていくことで支えあえるまちづくりを実現するため「障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰ひとり取り残されない共生のまち」を基本理念とします。



2. 基本指針(分野横断的視点)

基本理念を実現するにあたり欠かせない基本視点は次の通りです。各施策の縦の分野分けに捉われない横断的視点に留意しながら、施策や取組を推進します。

本人中心支援

障害福祉サービス等の提供やその他のすべての支援について、家族や周囲の人だけで決定するのではなく、本人の思いや希望を尊重し、また考慮しながら意思決定が行われることを重視します。

分けない支援

インクルーシブ教育の理念の実現に向け、障がいの有無にかかわらず子どもたちが共に教育を受けられる環境整備と合理的配慮の提供を進めます。

参加・参画の障壁を取り除く

政策決定の場において、障がいのある人が参画しやすい仕組みづくりを進めます。障がいの特性 に応じて必要な情報を受け取ることができる支援体制など、参加・参画しやすい環境を整えていき ます。

社会的孤立を防ぐ

住民の生活そのものや、生活を送る中で直面する困難や生きづらさに対応するため、重層的支援 体制を進め、分野を越えた複合的な課題解決を目指します。

権利擁護を基盤とした相談支援

相談支援において当事者に寄り添い、必要な情報を提供し、本人の意欲や意向を引き出した自己決定のもと、障がいのある人が地域で暮らすために必要な支援につなげることを進めます。

家族支援

当事者だけでなく、家族に対しても、障がい等に向き合う方法や、必要なサービスや支援に関する情報、知識の提供や、必要に応じて心身のケアが受けられる環境を進めます。

3. 分野と重点施策

基本理念の実現に向けて、各分野で施策を推進します。

分野1

つながる

障がいのある人やその家族への情報提供が適切に行える相談体制、また、複雑化・複合化した支援ニーズ(課題)にも対応できる重層的支援体制を整えます。

重点 施策

重層的支援体制の確立

基幹相談支援センターを中心としたネットワークの構築

分野2

そだつ

療育につなげていく仕組みづくりとその後の子育ての支援を強化し、障がいの ある子も地域の学校で一緒に学ぶことができる体制を進めます。

重点施策

児童発達支援センターの整備 インクルーシブ教育の推進

分野3

くらす

障がいのある人が地域で安心して暮らせる体制整備を目指すため、地域生活を 支援する人材の確保や育成を進めます。また地域の居場所づくりや緊急時の地域 生活支援拠点等の整備を行います。さらに災害時の支援体制の充実を目指します。

重点 施策 地域生活支援拠点等の整備 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 個別避難計画づくりの推進 分野4

はたらく

多様な働き方を進め、また就労選択支援の充実を図り、障がいのある人の就労支援を進めます。

重点 施策 就労支援体制の充実就労選択支援の充実

分野5

まもる・学びあう

障がいに対する理解促進や差別解消を進め、また障がいのある人の権利擁護を 推進します。

重点 施策 差別解消に向けた取組の推進

権利擁護支援の充実

4. 体系図

基本理念の実現に向けて、各分野で施策を推進します。

基本理念 横断的視点 分野 1 つながる 本人中心支援 障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰ひとり取り残されない共生のまち 2 分けない支援 そだつ 参加・参画の 3 障壁を取り除く くらす 社会的孤立を 防ぐ 4 はたらく 権利擁護を基盤 とした相談支援 5 まもる・ 学びあう 家族支援

★【重点】…重点施策

【地域】…地域福祉計画と連携していく施策

【地域】…地域福祉計画と連携していく施策						
施策	事業					
1-1 相談体制の充実	1 総合的な相談支援の推進【地域】 2 重層的支援体制の確立【重点】					
1-2 専門性の向上	3 基幹相談支援センターを中心としたネットワークの構築【重点】 4 福祉人材の確保・育成					
1-3 保健・医療の充実	5 医療機関との連携					
2-1 療育体制の充実	6 児童発達支援センターの整備【重点】 7 療育につなげていく仕組みづくり 8 発達支援・療育の充実 9 自己紹介ファイル「かけはし」の利用促進					
2-2 福祉と教育の連携	10 保育・教育の充実 11 インクルーシブ教育の推進【重点】					
3-1 地域生活の充実	12 地域生活支援拠点等の整備【重点】 13 訪問系サービスの充実 14 日中活動の場の充実と当事者活動支援 15 多様なニーズへの対応の充実 16 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【重点】					
3-2 生活環境の整備	17 安心して暮らせる場の充実 18 福祉のまちづくりの推進【地域】 19 移動支援の充実					
3-3 共に支え合う地域づくり	20 余暇活動の充実 21 圏域における地域福祉の推進【地域】 22 集える場づくり【地域】 23 地域自立支援協議会を通じた地域との協働【地域】 24 個別避難計画づくりの推進【重点】					
4-1 多様な就労への支援	25 就労支援体制の充実【重点】 26 就労選択支援の充実【重点】 27 就労継続・定着支援の充実 28 就労ネットワークの構築					
4-2 就労支援事業所への 通所を支える	29 通所の支援 30 優先調達等の推進					
5-1 理解の促進	31 障がいに対する理解の促進 32 差別解消に向けた取組の推進【重点】 33 情報バリアフリー化の推進 34 参加・参画しやすい環境づくり【地域】 35 ボランティアの育成【地域】					
5-2 権利擁護の推進	36 権利擁護支援の充実【重点】 37 虐待防止対策の推進					

第4章 施策の展開

1. つながる

<現状と施策の方向性>

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、自身が必要とするサービス、支援や制度の利用方法等を知り、適切に利用できる環境が必要です。そのためには、 障がいのある人やその家族等の実情や意思を把握する相談支援体制の整備が重要となります。

播磨町では、基幹相談支援センターを設置し、障がいのある人やその家族、支援者といった誰もが相談できる総合的な窓口を開設しています。多くの相談を受ける一方で、その基幹相談支援センターの専門性の向上や、ケースや課題等の情報共有及び適した専門機関等への振り分けを可能とするネットワークの構築(横のつながりの形成)が求められています。

障がいのある人やその家族へ、必要な情報提供が適切に行える相談体制を整えるとともに、複雑化、複合化した支援ニーズに対応できるよう相談支援機関や、分野間での連携強化や、相談支援従事者の人材育成、当事者等による相談の活用促進を進め、相談支援の充実を図ります。

<施策と取組の一覧>

施策1 相談体制の充実

- ●総合的な相談支援の推進
- ★重層的支援体制の確立

施策2 専門性の向上

- ★基幹相談支援センターを中心としたネットワークの構築
- ●福祉人材の確保・育成

施策3 保健・医療の充実

●医療機関との連携

★は重点事業

つながる

(1) 相談体制の充実

1 総合的な相談支援の推進

地域

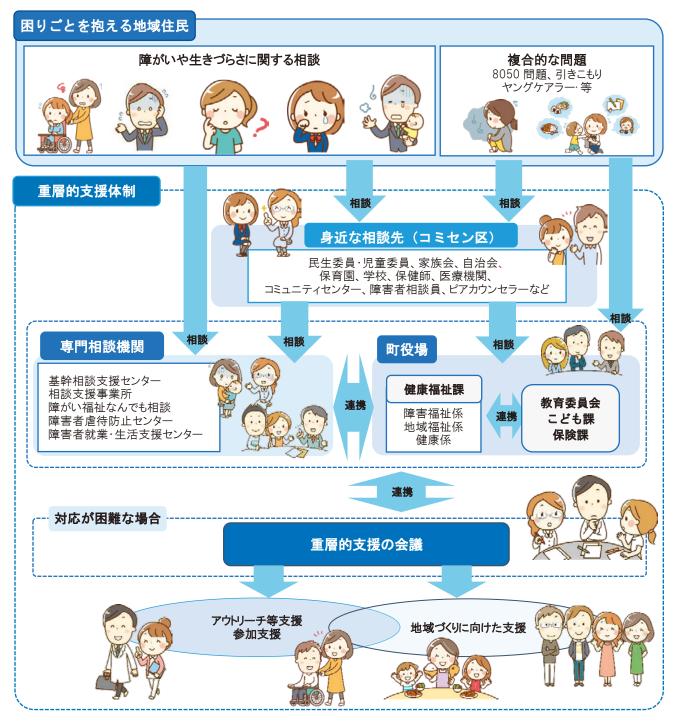
- 様々な相談を一元的に受付け、専門的な支援にまでつなげる総合相談窓口として、基幹相談支援センターを継続して実施します。
- 相談員の連絡会を積極的に行い、障害者相談員や民生委員・児童委員等と播磨町地域自立支援協議会が連携し、身近な地域での相談活動を支援します。
- 障害者ケアマネジメントを関係者が合同で研修することにより、相談支援の質の向上を図るとと もに、その取組を障がいのある人や関係者にも理解していただけるよう、啓発に努めます。

2 重層的支援体制の確立(全庁的な取組の推進)

重点

- 子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような、複雑化・複合化した相談に対応するため、専門性の向上や機能強化を進めます。
- 職員が必要な支援を提供できるよう専門職の育成に努めます。
- ※重層的支援体制とは、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援 ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた 支援」を一体的に進めるものです。

障害福祉における重層的支援体制のイメージ



本人・世帯が有する複合的な課題(※)を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。

Ⅰ 断らない相談支援 Ⅱ 参加支援 Ⅲ 地域づくりに向けた支援と示されている。

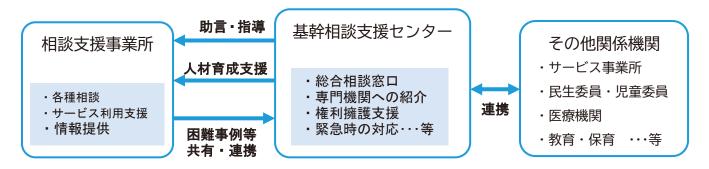
(2) 専門性の向上

3 基幹相談支援センターを中心としたネットワークの構築

重点

- 基幹相談支援センターを中心に、地域包括支援センター、相談支援事業所、医療機関、民生委員・児童委員など関係機関との連携をさらに進めるためネットワークの構築を図ります。
- 基幹相談支援センターから、地域の相談支援事業所への専門的な指導・助言や、人材確保の支援等を行うとともに、地域の相談支援事業所や、民生委員・児童委員や、その他関係機関との連携を強化します。

基幹相談支援センターの役割のイメージ



4 福祉人材の確保と育成

- 町内でヘルパー養成研修等を実施する事業所に対して支援することにより、福祉人材の確保と 育成に努めます。
- 相談支援専門員やその他相談支援に従事する人へ研修等を実施することにより、サービスの質の向上を図ります。

(3) 保健・医療との連携

5 医療機関との連携

- 医療機関に対して障がいへの理解や合理的配慮の提供を促し、診察時のコミュニケーション支援の充実を図ります。
- 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の周知に努めます。
- 医療的ケア児等コーディネーターを設置し、医療的ケア児が地域において必要な支援を受けることができるように、関係機関との連携調整を行います。

2. そだつ

そだつ

<現状と施策の方向性>

障がいの有無にかかわらず、自らの能力や特性を発揮するためには、一人ひとりの実情 に応じた適切な支援や、教育ニーズに対応した細やかな支援が必要です。また、子どもた ちが地域で共に育つためには、保育・教育機関における支援の充実と地域における理解が 必要不可欠です。

播磨町においては、県立東はりま特別支援学校や関係機関と連携し、幼児期からの適切 な教育相談、就学指導を行っています。また、不登校や悩みを抱えている児童生徒への支 援として、スクールカウンセラー(SC)、ソーシャルワーカー(SSW)、学校生活サポータ ー(SS)、適応指導教室(ふれあい教室)等と連携するなど、学校の先生のみで課題を抱え ることのないように連携体制を整えています。併せて、医療的ケア児への支援も進めてい ます。

その一方で、近年、特別支援学級在籍児童生徒、通級指導対象者が増加しており、指導 する教室等の場所の確保の問題も生じています。また、特別支援学校や放課後等デイサー ビスに通う児童生徒が、地域と関わる機会が少なく、地域から隔絶されている場合がある といった課題もあります。

療育につなげていく仕組みづくりとその後の子育ての支援を強化し、支援を必要とする 子どもへの適切な支援につなげます。また、児童生徒一人ひとりの教育ニーズに対応した 支援を行うことができるよう、関係機関と連携を図りながら、相談体制や特別支援教育等 の充実を図るとともに、すべての児童生徒が共に学ぶことができる教育環境を整えます。

<施策と取組の一覧>

施策1 療育体制の充実

- ★児童発達支援センターの整備
- ●療育につなげていく仕組みづくり
- ●発達支援・療育の充実
- ●自己紹介ファイル「かけはし」の利用促進

施策2 福祉と教育の連携

- ●保育・教育の充実
- ★インクルーシブ教育の推進^{*}

★は重点事業

※インクルーシブ教育とは、インクルージョン(地域社会への参加、包摂)の手段のひとつです。

(1) 療育体制の充実

6 児童発達支援センターの整備

重点

- 児童発達支援センターを設置し、保健・医療・福祉・教育等と連携し、継続的な支援を行います。
- 本人や保護者の意向、発達の状況を踏まえ、就学時に適切な教育の場を選択できるよう、専門的な見地から就学に関する情報を提供し、関係機関との連携を強化して教育相談の充実を図ります。
- 療育事業、母子相談、家庭療育支援講座や子育て相談を継続的に実施し、子育てにおける不安 の軽減に努めます。

7 療育につなげていく仕組みづくり

- 健康診査等の結果、発達の経過観察が必要な子どもと保護者に対し、児童発達支援センター等 の発達相談を通して支援・助言を行い、必要に応じて療育や医療につなげます。
- 障がいのある子ども、配慮が必要な子どもを早期に発見し、当事者や家族の実態把握、必要な 支援に繋げるため、保健、医療、教育、福祉の関係機関が連携・協議を行う、播磨町の療育支援 の仕組みを構築します。
- 保健、医療、教育、福祉の連携・協議において、その調整や一貫した支援を可能とするためのコーディネーター等を配置します。

8 発達支援・療育の充実

- 配慮の必要な子どもの円滑な就園と就園後の集団への適応を促すため、加配の保育士や支援 員を配置し、福祉や教育委員会、関係機関との連携をとりながら保育・教育の充実を図ります。
- 児童生徒一人ひとりの実態に応じた効果的な指導・支援のための活動を行います。
- 保育士・教職員に対して、障がい全般や、特に増加傾向にある発達障害についての多面的なとら え方と対応の仕方について学ぶ研修の実施及び研修ニーズの把握とその提供を行います。
- 地域自立支援協議会のそだつ部会において、障がいのある子どもやその家族、関係者が集まり、 課題や支援方法について協議するとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスの評価を行います。

9 自己紹介ファイル「かけはし」の利用促進

- 「かけはし」の意義や入手方法等を周知し、学齢期及び卒業後の就労を見据えた一貫した支援 が受けられるよう利用を促進します。
- 「かけはし」がさらに有効なものとなり、活発に利用されるよう、利用者の声も反映しながら、構成 や内容の見直しを随時行います。

(2)福祉と教育の連携

10 保育・教育の充実

- 障がいのある児童・生徒について、保護者や関係機関と連携して「個別の指導計画」や「個別の 教育支援計画」を作成し、個々の実態に応じて、きめ細やかで適切な指導及び支援の充実を図ります。
- 学校・園に配置されている特別支援コーディネーターを通して、幼児期からの適切な教育相談、 就学指導を行う等、特別支援教育の充実を図ります。
- 特別支援教育に関して、全教職員の資質・能力の向上を図る研修会を開催し、専門性向上と実践力向上に努めます。

11 インクルーシブ教育の推進

重点

- 障がいの有無にかかわらず地域の保育所等や学校に通うことができるよう、一人ひとりの教育ニーズに応じた教育支援を行います。
- 医療、福祉、教育の関係機関と連携した会議を開催し、課題や認識を共有し、切れ目のない一貫 した支援体制を構築します。
- 障がいのある子どもや、医療的ケアを必要とする子どもが安全に安心して教育を受けることができるよう、学校・園の施設及び設備の充実に努めます。

3. くらす

<現状と施策の方向性>

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、生活に必要となる障害福祉サービスの提供体制が重要となります。また、地域移行を進めるにあたり、生活の基盤となる住環境の整備と、地域における居場所づくり、緊急時における地域生活支援拠点等の整備が必要です。併せて、災害等の緊急時における避難行動及び避難所での配慮など、安心して過ごすことができる体制の整備が必要です。

アンケートによると、障がいのある人を主に介助している人は、3割以上が60歳以上と高齢であり、「将来的に生活する住まいや施設があるかどうか不安」という意見が多くなっています。また、ワークショップやヒアリングにおいても、親や兄弟など家族による支援がなくなった後に地域で暮らし続けることへの不安として、緊急時の支援を受けられる環境、短期入所(ショートステイ)の活用が課題として挙げられています。

また、余暇を過ごす場所が少ないこと、地域での暮らし方に選択肢が少ないことも課題となっており、学齢期であれば、学校と放課後等デイサービスでのみ活動するのでなく、地域の様々な場に障がいの有無にかかわらず参画できる環境、当事者の意思や希望に基づいて、暮らし方を選択できる環境が求められています。

障がいのある人が地域で安心して暮らせる体制整備を目指すため、障害福祉サービスの充実と地域生活を支援する人材の確保や育成を進めます。また、家族が丸抱えしなくても良い地域生活の支援に向けて、地域生活支援拠点等の整備と地域のネットワークづくりに取り組みます。さらに災害時の支援体制の充実を目指します。

<施策と取組の一覧>

施策1 地域生活の充実

- ★地域生活支援拠点等の整備 ●訪問系サービスの充実
- ●日中活動の場の充実と当事者活動支援
- ●多様なニーズへの対応の充実
- ★精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

くらす

施策2 生活環境の整備

- ●安心して暮らせる場の充実 ●福祉のまちづくりの推進
- ●移動支援の充実

施策3 共に支え合う地域づくり

- ●余暇活動の充実
- ●圏域における地域福祉の推進
- ●集える場づくり
- ●地域自立支援協議会を通じた地域との協働
- ★個別避難計画づくりの推進

★は重点事業

(1) 地域生活の充実

12 地域生活支援拠点等の整備

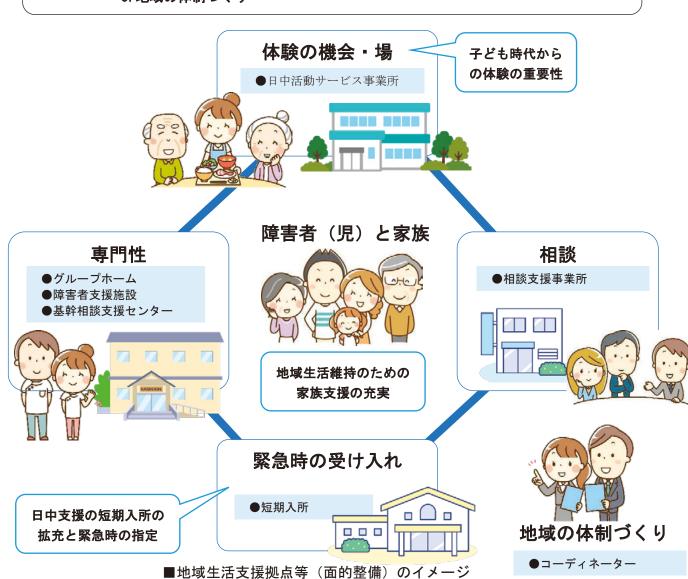
重点

- 地域における社会資源を生かし、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことが可能となるように、地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、切れ目のない支援の円滑な運用を図ります。
- 地域生活支援拠点等の機能の強化・拡充に向けて、子ども時代からの体験として、協働による体験の場を整備、日中支援型の短期入所の拡充と緊急時対応ができる事業所の指定、親や兄弟など家族による支援がなくなった後への不安解消に向けた家族支援の充実を図ります。

地域生活支援拠点等のイメージ

5つの 機能

- 1. 相談
- 2. 緊急時の受け入れ・対応
- 3. 体験の機会・場(グループホームにおいて体験できる場の整備)
- 4. 専門的人材の確保・養成
- 5. 地域の体制づくり



13 訪問系サービスの充実

- 障がいのある人が安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、居宅介護等の訪問系 各サービスの量を確保するとともに、内容の充実を図ります。また、障がいのある人の社会参加促 進に向けて、同行援護や移動支援について周知を図り、利用促進に努めます。
- 重度訪問介護などのサービスの周知と適切な支給に努めます。
- 重度の障がいにより外出が著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援ができるよう、居 宅訪問型児童発達支援事業を行うサービス提供事業者の確保に努めます。

14 日中活動の場の充実と当事者活動支援

- 障がいのある人の自立した生活を支援するため、生活介護等の日中活動の場を確保します。
- 創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う地域活動支援センター等の機能を充実します。
- 地域自立支援協議会において、障がいのある人やその家族が課題や悩みを共有することのできる場として当事者部会を設けます。

15 多様なニーズへの対応の充実

- 関係団体や障害福祉サービス提供事業所等と情報共有を図り、強度行動障害を有する人の実態把握に努めるとともに、地域自立支援協議会や県その他関係機関と連携した支援体制の構築を目指します。
- 医療的ケアを必要とする人、難病の人など支援ニーズが高い人が希望するサービスや、施設等の利用、受け入れを可能とする体制の構築に努めます。
- 障がいのある人の高齢化に伴い、介護保険制度の対象となった場合も、本人の状態や希望等に基づき、障害福祉サービス等の支給を検討するとともに、ケアマネジャー等とも連携し、適切なサービスの提供に努めます。

16 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

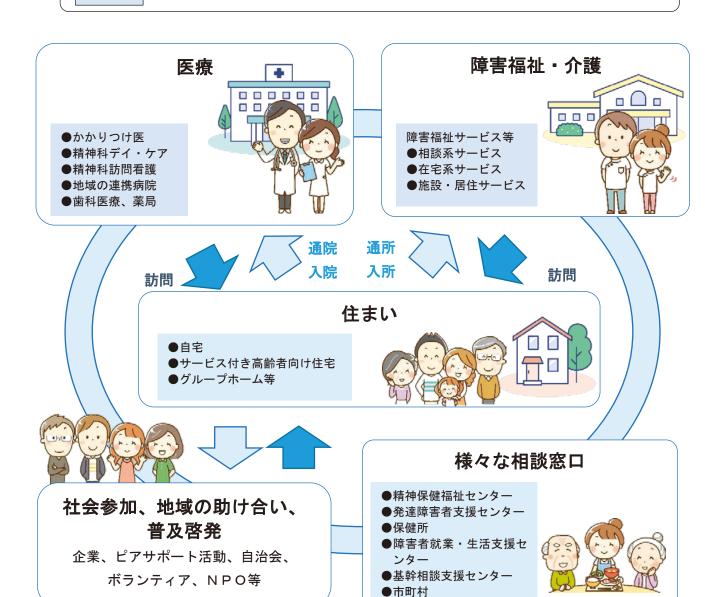
重点

- 播磨町社会福祉協議会や地域自立支援協議会等との連携の強化を図り、精神障がいのある人の地域生活への移行・定着の仕組みを作ります。
- 地域で暮らす精神障がい者の居場所として、地域活動支援センターの機能を見直し、本人や家族がいつでも相談でき、活動できる環境を整備します。
- 地域住民にメンタルヘルスに関する啓発を行い、精神障がいに関する理解を深めるための「心の サポーター」を養成します。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ

3つの 方針

- 1. 地域ネットワークの構築
- 2. 地域課題に関する協議
- 3. 啓発等事業推進



(2) 生活環境の整備

17 安心して暮らせる場の充実

- 一時的に家庭での介護が困難になった場合や家族の疲労軽減を図るため、短期入所、日中一時支援を必要なときに利用できるよう、関係機関と連携し、体制の整備に努めます。
- 住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、グループホーム等の新規開設誘致を行い、さまざまな暮らし方を支援します。
- 自宅での日常生活が送りやすくなるよう、住宅改造費の一部を助成する制度について、利用促進に向けた周知に努めます。

18 福祉のまちづくりの推進

地域

- 今後も「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)」に基づき、バリアフリーの整備を継続します。
- 「播磨町バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区の整備・改善を計画的に進めます。
- 県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った施設整備を進めるとともに、関係団体、企業などに、既存施設の改修や改善に向けた理解と協力を求めます。

19 移動支援の充実

● 障がいのある人の社会参加の促進のため、タクシー利用助成や運転免許取得費助成、自動車 改造費助成等の事業を実施するとともに、その利用促進に向けた周知に努めます。

(3) 共に支え合う地域づくり

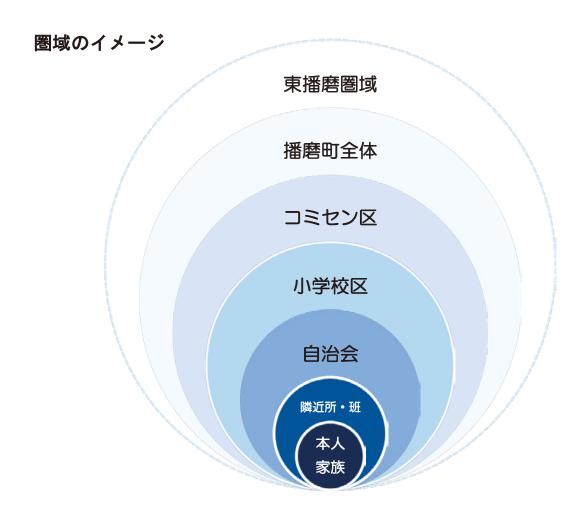
20 余暇活動の充実

- 誰もが気軽に楽しめるスポーツの普及に取り組むとともに、文化・芸術活動などのいっそうの普及を図ります。
- 「播磨町バリアフリー基本構想」を踏まえ、未対応のスポーツ・文化施設の改善・改修を引き続き 実施します。
- 町が主催する事業等にユニバーサルスポーツを取り入れ、障がいの有無や年齢に関わらず、すべての住民が参加できるイベントの開催を進めます。

21 圏域における地域福祉の推進

地域

- 地域のコミュニティ活動の拠点として、各地域に設置しているコミュニティセンターを活用し、各種 講座等の学習機会を提供します。
- 移動支援やコミュニケーション支援の活用や、ボランティアと連携を図り、障がいのある人が社会 参加しやすいよう環境整備に努めます。
- 関係機関が実施する講座、教室、サークル活動、レクリエーション活動などの情報を周知します。
- 障がい者関係団体や自治会、民生委員・児童委員などの地域の団体とも連携しながら、啓発活動をはじめ、地域行事などの参加支援を行い、障がいのある人の社会参加を促進します。



22 集える場づくり 地域

● 地域自立支援協議会と連携し、障がいのある人が集い、同じ立場で語り合えるピアカウンセリングの場づくりに努めます。

23 地域自立支援協議会を通じた地域との協働

地域

- 地域自立支援協議会が、障害福祉施策推進のための実質的な協議の場や課題の共有と解決 の場として機能するよう、幅広い障がい当事者や関係機関が参加に努め、協議内容の充実を図 ります。
- 障害福祉分野だけでは解決できない課題について、地域との協働を進め、障害の課題について 共有するとともに地域課題についても共に解決できるよう努めます。

24 個別避難計画づくりの推進

重点

- 災害時に支援を必要とする人の迅速かつ安全な避難を図るため、関係機関と連携し、個別避難 計画の作成プロセスを構築し、要支援者の計画作成を進めます。
- 災害時に支援を必要とする人の迅速かつ安全な避難を図るため、避難行動要支援者名簿への登録と適正な管理を行い、必要があれば本人の同意を得たうえで、自主防災組織、民生委員・児童委員、自治会等と情報を共有します。

4. はたらく

<現状と施策の方向性>

障がいのある人が自立して暮らすためには、障がいのある人の就労や社会参加の場が必要であり、また、障がいのある人が働きやすい環境を整えるためには、職場における障がいへの理解促進と、障がいや特性に対する偏見の解消、機会や待遇における平等を阻害する要因の除去等の必要があります。

また、一般就労に向けた訓練の場や、一般就労が困難である場合の就労機会の場を確保 し、多様な働き方を自らの特性や能力、希望に応じて選択することができる体制が必要で す。

アンケートによると、身体障がいのある人は、正社員・正職員として働いている人が多い一方で、知的障がいや精神障がいのある人は、アルバイト・パートや、就労継続支援 B型で働いている人が多く、賃金が低い傾向にあります。精神障がいのある人は、生活するために十分な賃金をもらえることを特に重視している傾向にあります。

ワークショップにおいても、賃金の低さは課題として挙げられており、合わせて就労先としての企業が少ないこと、働き方も固定的であることが問題となっています。障がいの有無にかかわらず、誰もが働きやすい職場環境が必要であるとともに、障がいのある人の希望する働き方や、仕事の内容を知るための体験の場が求められています。

特にヒアリングで当事者やその家族の意見としては、学齢期から就労についての情報が 少ないことへの不安を抱えており、早い段階から働き方や、仕事の内容などを学び、体験 するなど、選択肢を広げることが重要視されています。

働く意欲のある障がいのある人が、その能力を発揮できるよう、多様な就労の場を確保するとともに、働き続けることができる環境づくりや、障害者雇用に向けた企業・事業所への情報提供等の働きかけを行います。また、就労選択支援の充実を図り、障がいのある人の就労支援を進めます。

<施策と取組の一覧>

施策1 多様な就労への支援

- ★就労支援体制の充実
- ★就労選択支援の充実
- ●就労継続・定着支援の充実
- ●就労ネットワークの構築

施策2 就労支援事業所への通所を支える

- ●通所の支援
- ●優先調達等の推進

★は重点事業

32

はたらく

(1) 多様な就労への支援

25 就労支援体制の充実

重点

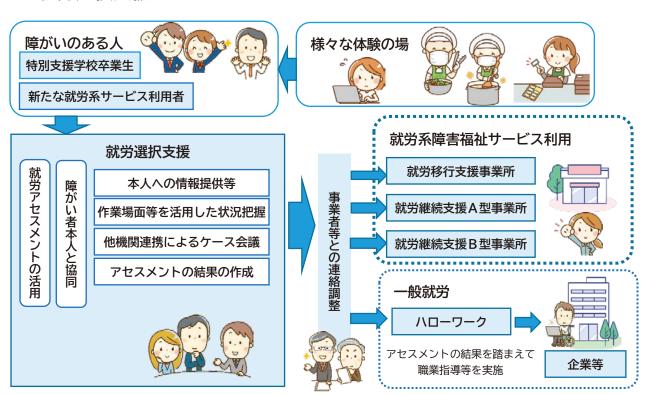
- 一般企業への就労を希望する障がいのある人に、就労移行支援等の就労に必要な能力向上の ための訓練を行います。
- 再就職を求める人も含め、必要に応じ、職業能力の開発、向上を支援するため、ハローワーク(公 共職業安定所)などと連携して就労相談から就労移行支援事業所や職業訓練校へつなぎます。
- 地域の事業者等に対し、障害者雇用に対する理解を得られるような啓発と障害者雇用に関する 制度の周知を行い、利用を促進します。また、福祉事業所等に対し、障害者雇用に関する現状に ついて情報提供を行います。

26 就労選択支援の充実

重点

● 本人の希望や特性を考慮した就労アセスメントを作成できるよう、仕組みづくりの構築を図ります。また、学校教育と福祉の連携を進めます。さらに、多様な働き方ができるよう、福祉サービスの柔軟な利用を進めます。

■就労選択支援のイメージ



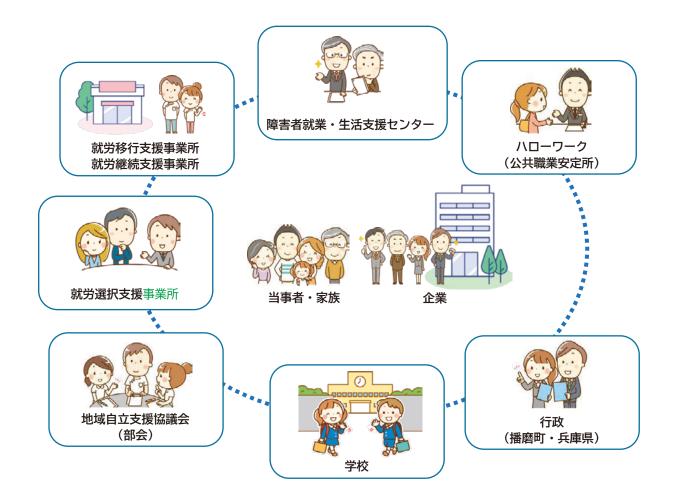
27 就労継続・定着支援の充実

- 就職後の職場定着が円滑に進むよう、ジョブコーチ制度の周知等、継続雇用に向けた支援を図ります。
- 就労意欲を継続するために播磨町地域自立支援協議会が開催する当事者の集いの場の活動を支援します。

28 就労ネットワークの構築

- ハローワーク(公共職業安定所)等の就労支援機関や、加古川障害者就業・生活支援センター と連携し、整備を図り、生活面・就労面の一体的な支援につなげます。
- 2市2町(播磨町・稲美町・加古川市・高砂市)内の障害福祉サービス事業所情報を検索することができる「4Cities Map」の利用促進を進めます。

■就労ネットワークのイメージ



(2) 就労支援事業所への通所を支える

29 通所の支援

- 就労訓練をしている障がいのある人に、交通費の一部を補助し、負担軽減を行います。
- 障がい者の就労機会の拡大を図るため、自営業や企業で働く重度障がい者に対して、町から 重度訪問介護等事業所を通じ、通勤や職場等における支援を実施します。

30 優先調達等の推進

- 町において、障がいのある人の就労施設等で製造・生産された物品等の優先調達を引き続き推進します。
- 障害者雇用に関する制度の周知を、障がいのある人及び事業者の双方に行い、利用を促進します。
- 障がいのある人の就労施設等で製造・生産された物品等を販売する場の提供を行います。

まもる・学びあう

5. まもる・学びあう

<現状と施策の方向性>

障がいのある人が住み慣れた地域で生活するためには、地域に住む人々が障がいのある人やその特性等に正しい知識を持ち、理解することが重要です。また、障がいのある人自身がその能力や特性を発揮して、自ら地域の一員としてその役割を担うことができるよう、参画に必要な環境を整えることも必要です。

アンケートによると、相談先がわからない人、相談する相手がいない人が全体の1割と 少なくはありません。ヒアリングでは、障がいの判定がはっきりしない状況で、一度支援 から卒業してしまい、その後再度生活上での困難を抱えて障がいを認識し、必要な支援が 遅れるといったケースも意見として挙げられました。子どもから大人になる際の情報共有 や、高齢者支援と障害者支援の連携といった点は相談支援の課題となっています。

また、障害を理由とした差別の経験は、18歳未満で4割以上、全体ではおよそ3割の人が経験しています。また、差別を経験した後、泣き寝入りした(あきらめた)人は全体の4割以上となっており、ヒアリングにおいても、嫌なことを経験した後すぐに相談でき、迅速な対応を可能とする体制が求められています。

障がいの理解促進は重要であり、障がいにかかわらず誰もが持ちうる「生きづらさ」を 地域に住む一人ひとりが理解し、我が事として考え、障がいのある人が地域の活動や交流 の場で嫌な思いや差別される経験をすることのない環境が求められています。

障がいに対する理解促進や差別解消を進め、また、成年後見制度の利用促進や意思決定 に必要な支援を充実する等、障がいのある人の権利擁護を推進します。

<施策と取組の一覧>

施策1 理解の促進

- ★差別解消に向けた取組の推進
- ●障がいに対する理解の促進
- ●情報バリアフリー化の推進
- ●参加・参画しやすい環境づくり
- ●ボランティアの育成

施策2 権利擁護の推進

- ★権利擁護支援の充実
- ●虐待防止対策の推進

★は重点事業

(1) 理解の促進

31 障がいに対する理解の促進

- すべての地域住民及び関係機関・団体・学校・事業所等に対し、障がいについての理解が深まるよう、広報や町のホームページ・研修会・講演会・イベントなどを通じて社会的障壁をなくす啓発 (合理的配慮や障害の社会モデルの理解を含む)を行います。
- 精神障がいのある人の社会復帰の取組を広く地域住民に知ってもらう機会を増やします。
- ヘルプカード及びヘルプマークについて、啓発を行い、理解の促進に努めます。

32 差別解消に向けた取組の推進

重点

- 「障害者差別解消法」の改正により、民間事業所や医療機関等で合理的配慮の提供が義務化 されることに伴い、町からも引き続き啓発活動を実施します。
- 合理的配慮に関するわかりやすい説明や、その具体例を示しながら、地域住民に対して啓発活動を実施します。
- 「障害者差別解消法」に基づき町で定めた「播磨町職員接遇マニュアル」の内容が全職員に周知され、また実践においてその内容が遵守されるよう、職員への啓発を継続的に行います。

33 情報バリアフリー化の推進

- 福祉に関する制度改正等があった場合は、必要に応じてパンフレット等の作成や、「福祉のしおり」を見直します。
- 「声の広報」を定期的に提供します。
- 広報やホームページなどについて、文字の大きさやフォント、色彩、ルビなどに配慮し、誰にとって も見やすく、わかりやすい情報提供の工夫に努めます。
- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業を通じ、聴覚障がい等がある人の社会参加促進に努めます。

34 参加・参画しやすい環境づくり

地域

- コミュニティセンターや公民館において、障がいの有無にかかわらず、子どもから大人まで誰もが 参加しやすい交流の機会を増やし、交流活動の充実を図ります。
- 障がいのある子どもの家族会や当事者団体との連携を図り、活動しやすい環境づくりを支援します。
- 園児・児童・生徒が障がいについて学べる機会を増やし、保育・教育内容の充実を図ります。
- ◆ 小学校、中学校、ともに、カリキュラムに沿った福祉学習を行うとともに、障がいの理解を深め、学校教育において合理的配慮を提供します。上記を通じて、子どもたちが、互いの良さを生かしながら、自分の生き方を考える資質、能力を育みます。

35 ボランティアの育成

地域

● 障がいのある人の見守りや日常生活の支援を行う権利擁護支援員等の養成に取り組むととも に、修了者の活動の場の提供と活動の支援に努めます。

- 播磨町社会福祉協議会ボランティアセンターをボランティアの拠点とし、ボランティア同士の連携機会の充実を継続的に推進します。
- 障がいのある人によるピアカウンセラーやボランティア活動の育成·支援に努めます。
- 広報・ホームページや学校などを通じてボランティア活動の広報に努め、ボランティア活動に対する地域住民の理解促進を図ります。

(2)権利擁護の推進

36 権利擁護支援の充実

重点

- 成年後見センターと連携し、障害福祉における権利擁護支援を推進します。
- 住民と協力して権利擁護支援のためのネットワークを構築し、福祉のまちづくりを進めます。
- 障がいのある人の所得を保障するための障害基礎年金や障害厚生年金制度、各種手当制度等 について周知に努めます。
- 「生活困窮者自立支援法」に基づく支援制度について周知に努め、必要な人が制度を利用して 経済的に自立できるよう支援します。

37 虐待防止対策の推進

- 播磨町障害者虐待防止センターをはじめとする相談窓口の周知に努めるとともに、関連機関・団体等と連携して、問題の解決に向けた支援を行います。
- 障がい者福祉に関わるサービス提供事業者との連携を強化し、サービス提供状況を常に把握するとともに、適切なサービスが行われるよう支援に努めます。

第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

1. 成果目標の設定

第7期・第3期計画における国の基本指針では、成果目標について、目標を達成するために必要な活動指標の見直し(指標の変更と追加)が行われています。

本町では、国と県の基本指針に基づくとともに、本町や東播磨圏域の実情を考慮しながら、令和 8年度末までに達成すべき成果目標の目標値と活動指標の見込量を以下の通りに設定します。

(1)施設入所者の地域生活への移行

■国の基本指針【成果目標】

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること
- ・施設入所者数を令和4年度末時点の入所者数から5%以上削減すること

令和4年度末時点において、地域移行者数は1人と目標より少なく、また、施設入所者数は増加しています。施設入所者に対しては、本人との面談により、生活状況の確認と、今後の意向について確認をしています。

また、町内におけるグループホームの整備や、重度障がいのある人等の受入れについて、関係機関と連携しながら、希望する人の地域移行について検討を進めています。

第7期計画における目標として、国の指針に基づき、1名が地域移行し、令和8年度までに施設入所者が1人減少し、21人となることを設定しています。

項目	第6期計画の目標	実績	第7期計画の目標
	(令和5年度末)	和5年度末) (令和4年度末)	
地域生活移行者数	1人	1人	1人
施設入所者数	23 人	22 人	21人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の基本指針【活動指標】

・保健、医療・福祉関係者による協議の場について、開催回数、関係者ごとの参加者数、目標設定および評価の実施回数を設定する。

①保健、医療、福祉関係者による協議の場

本町では、令和3年度に保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、年に2回の協議を 実施しています。

令和8年度に向けて、協議の場における目標設定及び評価を実施することと、参加者に当事者 及び家族も含めることを検討します。

	項目	第6期計画の目標	実績	第7期計画の目標
		(令和5年度末)	(令和4年度末)	(令和8年度末)
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 状況		設置	設置済	設置済(継続)
協	議の場の開催回数	2回/年	2回/年	2回/年
目標設定及び評価の実施回数		_	_	_
	健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の 係者の参加者数	10	11 人	10 人
	保健関係者の参加者数	2人	2人	2人
	医療(精神科)関係者の参加者数	1人	1人	1人
	福祉関係者の参加者数	2人	3人	2人
	家族関係者の参加者数	0人	0人	0人
	その他関係者の参加者数	5人	5人	5人

(3) 地域生活支援の充実

■国の基本指針【成果目標】

- ·各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること
- ・各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること

① 地域生活支援拠点等の整備、検証及び検討

障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることができ、また、親や兄弟など家族による 支援がなくなった後の地域生活の支援に向けて、地域生活支援拠点等を令和8年度末までに整 備します。

【第6期計画の実績と第7期計画の目標】

項目	第6期計画の目標	実績	第7期計画の目標
	(令和5年度末)	(令和4年度末)	(令和8年度末)
地域生活支援拠点等の整備	O個所	O個所	1個所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証	_	_	_
コーディネーターの設置	_	_	_

② 強度行動障がいがある人の支援体制の整備【新規】

強度行動障がいがある人について、対象となる人の実態把握と、支援体制を整備することが 求められています。東播磨圏域において、強度行動障がいがある人の把握やその支援体制につ いて検討を行います。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

■国の基本指針【成果目標】

- ・就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の一般就労への移行 実績の1.28 倍以上とすること(就労移行支援事業:1.31 倍以上、就労継続支援A型:1.29 倍以上、就労継 続支援B型:1.28 倍以上)
- ·就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること
- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の実績の 1.41 倍以上とすること
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること

①福祉施設利用者の一般就労への移行

■一般就労への移行者数

本町においては、毎年6人が就労移行支援もしくは就労継続支援A型事業所を通じて、一般就労へ移行しており、目標を達成しています。就労継続支援B型事業所においては、まだ一般就労への移行につながっていません。

第7期計画においては、各事業所より移行者数を就労移行支援事業所から2人、就労継続支援A型事業所から3人、生活介護・自立訓練より1人を設定し、合計6人が一般就労へ移行することを目標として設定します。

項目	第6期計画の目標	実績		第7期計画の目標
	(令和5年度末)	(令和5年度末) 令和3年 令和4年		(令和8年度末)
一般就労への移行者数	6人	6人	6人	6人
うち就労移行支援事業所	2人	3人	2人	2人
うち就労継続支援 A 型事業所	3人	3人	4人	3人
うち就労継続支援 B 型事業所	0人	0人	0人	0人
うち生活介護・自立訓練	1人	0人	0人	1人
一般就労へ移行した割合が5割以	_	_	_	_
上の就労移行支援事業所の割合	_		_	_

②障害者の一般就労への定着

就労定着支援事業は、これまでの実績に基づき、毎年1人が利用することを見込んでいます。

項目	第6期計画の目標	実績		第7期計画の目標
	(令和5年度末)	令和3年 令和4年		(令和8年度末)
就労定着支援事業利用者数	1人	3人	1人	1人
就労定着率が8割以上の事業所の	_	_	_	_
割合	_			

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

■国の基本指針【成果目標】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること
- ・児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築すること
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少な くとも1か所以上確保すること
- ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的 ケア児等に関するコーディネーターを配置すること

町内には児童発達支援センターがありませんが、令和8年度末に播磨町で児童発達支援センターを設置する予定です。

障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築に向けての検討・ 協議を進めます。

主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所については、 現在該当する事業がなく、1個所の確保に向けて、事業所等への働きかけを進めます。

項目	第6期計画の目標	実績	第7期計画の目標
	(令和5年度末)	(令和4年度末)	(令和8年度末)
児童発達支援センターの設置	O個所	O個所	1個所
障害児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン)を推進する体制の 構築	_	_	整備
主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所の確保	〇個所	O個所	1個所
主に重症心身障がい児を支援する放 課後等デイサービス事業所の確保	1個所	O個所	1個所
医療的ケア児支援のための関係機 関の協議の場の設置	有	有	有
医療的ケア児支援のためのコーディ ネーターの設置	1人	0人	1人
主に重症心身障がい児を支援する 事業所の整備	〇個所	O個所	1個所
医療的ケア児者を支援する事業所 の整備	2個所	2個所	2個所

(6) 相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針【成果目標】

- ・令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・(地域自立支援)協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行うとともに、体制を確保することを基本とする。

①総合的な相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化

基幹相談支援センターを中心とした、地域の相談支援事業所の人材確保や、専門性向上の支援、連携強化等の取組を進めます。

項目	第6期計画の目標	実績	第7期計画の目標
	(令和5年度末)	(令和4年度末)	(令和8年度末)
基幹相談支援センターの設置	設置(継続)	設置	設置(継続)
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
の有無	行	行	行
訪問等による専門的な指導・助言	120 件	131件	120 件
相談支援事業者の人材育成の支援	20 件	14 件	20 件
相談機関との連携強化の取組の実施	30 回	25 回	30 回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■国の基本指針【成果目標】

- ・令和8年度末までに、障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築すること
- · 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他研修に参加する職員数の見込みを設定すること
- ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治 体等と共有する体制の有無及び実施回数の見込みを設定すること
- ・都道府県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児支援事業者等に対する指導監査の適 正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有回数の見込みを設定すること

サービスの質の向上に向けて、兵庫県が実施する研修等への参加や、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の共有、指導監査結果等についての自治体間での共有を進めます。

項目	第6期計画の目標	実績	第7期計画の目標
	(令和5年度末)	(令和4年度末)	(令和8年度末)
都道府県実施研修への職員参加人数	25 人	25 人	25 人
障害者自立支援審査支払等システ	無	無	無
ムによる審査結果の共有の実施			
指定障害福祉サービス事業者及び			
指定障害児通所支援事業者等に対	O回	O回	0回
する指導監査結果の関係自治体と	OEI	OEI	ОШ
の共有回数			

2. 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

【訪問系サービスの種類と内容】

種類	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活
冶七月設	等に関する相談、助言その他の生活全般に係る援助を行います。
	重度の肢体不自由の人又は重度の知的障がい・精神障がいにより行動上
重度訪問介護	著しい困難を有する人であって、常時介護を必要としている人に対し、自宅
	等で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動支援等を総合的
	に行います。
 同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を
IPJ1 J 1发 6受	提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難な人に対し、危険を回避するた
1] 到版設	めに必要な介助や外出時における移動中の支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高く、意思疎通が困難な人に対し、居宅介護等
里及呼音名守己拍又拔	複数のサービスを包括的に行います。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

		実	実績値(第6期)			見込量(第7期)		
種類	単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 镀规》	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	
居宅介護	時間/月	1,034	1,109	1,238	1,340	1,440	1,540	
冶七月護	人/月	66	66	71	73	75	77	
重度計則 办灌	時間/月	444	393	3	200	200	200	
重度訪問介護	人/月	1	1	1	1	1	1	
□ /= \\ \overline{\ov	時間/月	94	127	160	160	160	160	
同行援護	人/月	7	9	11	11	11	11	
行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	0	
1] 到1友設	人/月	0	0	0	0	0	0	
重度障害者等	時間/月	0	0	0	0	0	0	
包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0	

【第6期計画の実績】

- 居宅介護は、令和5年度に利用者が大きく増加しています。
- 重度訪問介護は、令和5年度に利用時間が大きく減少しています。
- 同行援護は、年々利用者が増加しています。
- 行動援護と重度障害者等包括支援は、利用実績はありませんでした。

【見込量確保のための方策】

- 居宅介護については、前期計画の期間中、利用人数が増加を続けていることから、今後も増加が見込まれます。支援を必要とする人が円滑にサービスを利用できるよう、既存のサービス提供事業者への働きかけを行うとともに、新規参入へ向けた情報提供や支援に努めます。
- 重度訪問介護については、今後も一定の利用を見込んでおり、サービス提供事業者と連携して サービス量の確保に努めます。
- 同行援護については、利用人数・時間とも横ばいで推移するものと見込み、現状のサービス提供基盤の維持を図ります。
- 行動援護と重度障害者等包括支援については利用実績がありませんが、事業者への働きかけに 努め、サービスの確保を図ります。

(2) 日中活動系サービス

【日中活動系サービスの種類と内容】

種類	内容
生活介護	常時介護が必要な障がいのある人に対して、昼間、施設内で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	地域生活上で身体機能の維持・回復等の支援が必要な身体障がいのある 人に対し、地域生活を営むことができるよう、身体的リハビリテーション、日常 生活に係る訓練等の支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練等の支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する人に対し、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練や、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着に必要な相談等の支援を行います。
就労継続支援A型	一般企業等への就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を 提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る等の支援を 行います。
就労継続支援B型	一般企業等への就労が困難な人に対し、就労の機会を提供するとともに、 雇用形態への移行に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行いま す。
就労定着支援	就労移行支援等を通じて一般就労に移行した障がいのある人に対し、相談 を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調 整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡 しを担います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所 (ショートステイ)	在宅で暮らす障がいのある人を介助する人が病気等の場合に、障がいのある人が短期間入所し、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

		実	績値(第6 其	月)	見込量(第7期)		
種類	単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 钾(見)	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
生活介護	人日/月	1,086	1,011	989	1,000	1,000	1,000
(生活灯·護	人/月	57	54	51	54	54	54
自立訓練	人日/月	19	5	17	15	15	15
(機能訓練)	人/月	1	1	1	1	1	1
自立訓練	人日/月	0	3	27	27	27	27
(生活訓練)	人/月	0	0	2	2	2	2
**************************************	人日/月	133	140	152	160	160	160
就労移行支援	人/月	8	8	9	10	10	10
就労継続支援	人日/月	666	675	644	670	670	670
A型	人/月	34	35	33	35	35	35
就労継続支援	人日/月	1,567	1,843	2,058	2,200	2,400	2,600
B型	人/月	96	112	121	125	130	135
就労定着支援	人/月	3	1	0	2	2	2
就労選択支援	人/月	_	_	_	_	1	2
療養介護	人/月	6	5	5	5	5	5
短期入所	人日/月	50	62	58	64	64	64
(ショートステイ)	人/月	11	15	15	15	15	15

【第6期計画の実績】

- 生活介護については、利用者及び利用日数が年々減少しています。
- 自立訓練(機能訓練)は常に1人が利用しており、自立訓練(生活訓練)は令和5年度に2人が利用しています。
- 就労移行支援と就労継続支援 B 型は、利用者が増加している一方で、就労継続支援 A 型は、 令和4年度をピークとし、令和5年度には減少に転じています。また、就労定着支援は、令和 5年度には利用実績がありませんでした。
- ・ 療養介護については、利用者の大きな変動はありません。
- 短期入所については、令和4年度に利用が増加し、令和5年度も継続して15人が利用しています。

【見込量確保のための方策】

● 生活介護については、障がいのある人の地域における日中活動の場として不可欠なサービスであり、地域移行を進めるにあたり、一定の利用を見込んでいます。必要とする人へのサービス提供体制の確保に向け、新規開設を検討する事業所への情報提供等に努めます。

- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)、療養介護、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労定着支援については、これまでの実績から一定の利用を見込んでいます。
- 就労継続支援 B型については、これまでの実績が増加傾向であることと、障がいのある人の自立に向け、今後も利用者が増加することを見込んでいます。また、新たに創設される就労選択支援の事業も含めて、加古川障害者就業・生活支援センターやハローワーク加古川等と連携し、地域における企業・事業所等の障害者雇用への理解促進や、多様な働き方についての検討を行います。
- 短期入所については、緊急時における対応や介助者のレスパイト等の観点から重要なサービスであり、現在の実績の最大を見込んでいます。また、障がいのある人の高齢化や重度化を踏まえ、近隣市町や介護保険の事業所等との連携を図ります。

(3)居住系サービス

【居住系サービスの種類と内容】

種類	内容
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人が共同生活を営む住居において、主として夜間に相談や、 入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する 知的障がいや精神障がいのある人等について、一定の期間にわたり、定期 的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

			美	建績値(第6期	1)	見込量(第7期)			
種類		単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 領 別)	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	
	に同生活援助 ブループホーム)	人/月	25	29	36	36	39	39	
	うち精神	人/月	5	5	7	7	9	9	
施	設入所支援	人/月	22	22	23	23	23	23	
É	立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0	
	うち精神	人/月	0	0	0	0	0	0	

【第6期計画の実績】

- ◆ 共同生活援助(グループホーム)の利用は年々増加しています。
- 施設入所支援については、令和5年度に1人利用者が増加しています。
- 自立生活援助は、現在利用の実績はありません。

【見込量確保のための方策】

- 共同生活援助(グループホーム)は、障がいのある人の地域移行を進めるにあたり、居住の場として必要不可欠であることから、利用者が増加することを見込んでいます。また、障がいのある人の重度化や高齢化等に対応したグループホームの整備が求められており、事業所の参入等への働きかけを行うとともに、障がいのある人への偏見等によりグループホームの設置・整備が妨げられることがないように、地域住民へ障害への理解促進を図ります。
- 施設入所支援については、施設での生活を必要とする人へのサービス提供体制を確保します。
- 自立生活援助については、必要とする人が利用できるよう、引き続きサービスの内容や制度の 周知を図ります。

(4)相談支援

【相談支援の種類と内容】

種類	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての人を対象として、支給決定又は支給 決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間 ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人を 対象として、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な 支援を行います。
地域定着支援	入所施設や病院から地域生活へ移行した人や、一人暮らしへ移行した人 等を対象として、安定した地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して 生じる緊急の事態等に、訪問や相談等の必要な支援を行います。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

		実	績値(第6其	月)	見込量(第7期)				
種類	単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 镀规》	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度		
計画相談支援	人/月	82	80	84	84	86	86		
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0		
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0		

【第6期計画の実績】

- 計画相談支援について、令和5年度に利用者が増加しています
- 地域移行支援及び地域定着支援は、現在利用実績がありません。

【見込量確保のための方策】

- 計画相談支援について、障害福祉サービス利用者は基本的に計画相談支援を受けることから、 今後も利用者が増加することを見込んでいます。
- また、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化等により、その役割が重要となることから、 相談支援専門員の人材確保や、サービスの質的向上に向けた研修や指導等を地域自立支援協議 会や基幹相談支援センターとの連携のもと支援します。特に、強度行動障がいや医療的ケアへ の対応として、兵庫県が実施する研修等の情報提供を行う等、専門性向上を図ります。
- 地域移行支援及び地域定着支援は、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたり、重要な支援であるため、サービスの周知及び利用促進を図ります。

3. 地域生活支援事業の見込量

(1)必須事業

①理解促進研修 • 啓発事業

【内容】

種類	内容
理解促進研修·啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る中で起こる「社会的障壁(バリア)」を取り除くため、障がいの理解を深めるための研修や啓発活動を通じて、地域住民へ働きかけます。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

		実績値(第6期)			見込量(第7期)		
種類	単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 钾(見込)	令和6年 度	令和7 年度	令和8 年度
理解促進研修 ·啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【第6期計画の実績】

● 地域住民における障がいへの理解促進・啓発活動を継続して行っています。

【見込量確保のための方策】

● 地域住民をはじめ、関連機関、団体、事業所、学校等で障がいの理解が深まるよう、障がい者 週間や、各種イベント等、様々な機会を通じて、啓発活動等の拡充に努めます。

②自発的活動支援事業

【内容】

種類	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族、ボランティア活動団体、地域住民等による自発的な取組を支援します。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

種類		実績値(第6期)			見込量(第7期)		
	単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 镀规》	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
自発的活動支援 事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【第6期計画の実績】

● 障がいのある人やその家族、関係する団体や地域住民の活動への支援を継続して行っています。

【見込量確保のための方策】

● 引き続き、地域における活動を支援するとともに、その活動内容については、広く地域住民に 知ってもらえるよう周知を行います。

③相談支援事業

【内容】

種類	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人や介護者を対象として、障がいに関するあらゆる相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。
基幹相談支援センター等 市町村相談支援 機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を配置することにより、相談支援体制の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	障がいのある人が、保証人がいない等の理由により、賃貸契約による一般 住宅等への入居が困難な場合に、入居に必要な調整等に係る支援を行 い、障がいのある人の地域生活を支援します。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

		実	績値(第6期	月)	見込量(第7期)		
種類	単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 領 見込	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
障害者相談 支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談 支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援 センター等 市町村相談支援 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等 支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

【第6期計画の実績】

● 町内で障害者相談支援事業の実施が1か所あり、基幹相談支援センターは令和2年度に設置し、 継続して運営しています。

【見込量確保のための方策】

● 引き続き、基幹相談支援センターを中心とし、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を 行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行います。

④成年後見制度利用支援事業

【内容】

種類	内容
成年後見制度 利用支援事業	障がい等により判断能力が十分でない状態にある人が、財産管理や日常生活上の契約等を適切に行えるよう、成年後見制度の利用を支援します。また、一定の要件に該当する人に対し、町長が本人や親族に代わって申立てを行う「町長申立」や、「報酬助成」として、申立て費用や成年後見人等への報酬費用についての助成を行います。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

種類		美	續値(第6期	1)	見込量(第7期)		
	単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 頓恩》	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
成年後見制度 利用支援事業	件/年	0	0	1	1	1	1

【第6期計画の実績】

● 成年後見制度利用支援事業は、令和3、4年度には利用実績がありませんでした。

【見込量確保のための方策】

● 播磨町成年後見制度利用促進計画に基づき、引き続き、播磨町社会福祉協議会等と連携して制度の理解促進及び、利用の支援を行います。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

【内容】

種類	内容
成年後見制度	成年後見制度における後見等の業務を法人が適正に行える体制の整備、市民
法人後見支援事業	後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

		実績値(第6期)			見込量(第7期)		
種類	単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 镀规》	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【第6期計画の実績】

● 成年後見制度法人後見支援事業は、播磨町社会福祉協議会と連携し実施しています。

【見込量確保のための方策】

引き続き、制度の周知と利用を希望する人の円滑な利用に向けた支援の充実を図ります。

⑥意思疎通支援事業

【内容】

種類	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思の疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの支援による社会参加の促進を図ります。また手話通訳技能を有する者を配置し、相談
	や情報提供の支援を行います。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

		実績値(第6期)			見込量(第7期)		
種類	単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 钾(見込)	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
手話通訳者 設置事業	人/年	0	0	0	0	0	0
手話通訳者· 要約筆記者 派遣事業	件/年	19	10	15	15	15	15

【第6期計画の実績】

- 手話通訳者設置事業については、現在実施できておりません。
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、令和4年度に利用が減少しましたが、一定の利用があります。

【見込量確保のための方策】

- 手話通訳者設置事業については、手話奉仕員の育成により、必要な人材の育成・確保に努めます。
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、これまでと同程度の利用があると見込んでおり、本町で 実施するイベントや研修等に、障がいのある人が参加しやすいよう、手話通訳者や要約筆記者 の派遣を行います。

⑦手話奉仕員養成研修事業

【内容】

種類	内容
手話奉仕員 養成研修事業	住民を対象に、聴覚障がいのある人の生活や関連する福祉制度の理解を深め、 日常生活で必要な手話技術の習得により手話奉仕員を養成し、聴覚障がいのあ る人の社会参加の促進を図ります。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

種類		実績値(第6期)			見込量(第7期)		
	単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 钾(見込)	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
手話奉仕員 養成研修事業	人/年	7	4	4	4	4	4

【第6期計画の実績】

● 手話奉仕員養成研修事業について、令和4年度以降、受講者が減少しています。

【見込量確保のための方策】

● 聴覚障がいのある人との交流促進等の支援者として期待される手話表現技術を習得した奉仕 員の養成・研修を引き続き実施するとともに、手話が言語であることを地域住民に広く周知し、 手話への関心の向上、普及に努めます。

8日常生活用具給付等事業

【内容】

種類	内容
日常生活用具 給付等事業	特殊寝台やストーマ装具等の日常生活用具の給付により、在宅重度障がいのある人の家庭における生活の不便を解消し、自立の促進と家族の介護負担の軽減を図ります。
介護·訓練 支援用具	特殊寝具、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活 支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用室内信号装置等
在宅療養等 支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、音声体温計等
情報·意思 疎通支援用具	点字器、人口喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排せつ管理 支援用具	ストーマ装具、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うも の

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

		実	実績値(第6期)			見込量(第7期)		
種類	単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 钾(見込)	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	
介護·訓練 支援用具	件/年	2	1	1	1	1	1	
自立生活 支援用具	件/年	4	6	5	5	5	5	
在宅療養等 支援用具	件/年	4	4	4	4	4	4	
情報·意思 疎通支援用具	件/年	6	9	9	9	9	9	
排せつ管理 支援用具	件/年	688	746	800	850	900	950	
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	0	0	0	0	0	

【第6期計画の実績】

- 介護・訓練支援用具については、令和4年度以降1件の給付となっています。
- 排せつ管理支援用具や情報・意思疎通支援用具については、給付件数が増加しています。
- 自立生活支援用具は、給付件数が増減しており、在宅療養等支援用具の利用件数は一定となっています。

【見込量確保のための方策】

● 障がいのある人の在宅生活の支援や自立した生活を支援するために必要な日常生活用具の給付を引き続き行います。

⑨移動支援事業

【内容】

種類	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人のうち、障害福祉サービスの同行援護、行動援護、重度訪問介護の対象でない人に対して、社会生活において必要不可欠な外出や余暇活動等の外出のための支援を行い、地域での自立した生活と社会参加を促進します。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

		実績値(第6期)			見込量(第7期)		
種類	単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 镀规》	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
移動支援事業	時間/年	1,821	2,524	3,200	3,200	3,200	3,200
	人/年	42	39	41	41	41	41

【第6期計画の実績】

● 移動支援事業は、利用時間が年々増加しています。

【見込量確保のための方策】

● 障がいのある人が地域における様々な活動へ参加することや、自立した生活への支援のために、引き続き、支援を充実します。

⑩地域活動支援センター

【内容】

種類	内容
地域活動 支援センター	障がいのある人が日中に通う施設で、創作的活動や生産活動を実施し、地域社会との交流を促進します。また、地域の実情に応じ、事業所ごとの特色あるサービスを提供します。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

		実績値(第6期)			見込量(第7期)		
種類	単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 镀规》	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
地域活動支援	か所/年	1	1	1	1	1	1
センター(町内)	人/年	16	11	10	10	10	10
地域活動支援 センター(町外)	か所/年	7	6	6	6	6	6
	人/年	12	14	11	11	11	11

【第6期計画の実績】

● 地域活動支援センターの町内の利用者数は、令和3年度以降減少傾向にあります。

【見込量確保のための方策】

● 引き続き、専門的職員の配置や人材の育成を行い、創作的活動や生産活動の機会の提供と社会との交流促進を図ります。

(2) 任意事業

【内容】

種類	内容
	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族
日中一時支援事業	に向けた就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一
	時的な休息のための支援を行います。
訪問型歩行訓練	中途失明者等視覚障がいのある人に対し、近隣生活圏や通勤先等におい
	て、個々の日常生活に応じた歩行訓練を実施することにより、視覚障がいの
	ある人の自立と社会参加を図ります。
生活サポート事業	介護給付費支給決定者以外の人について、一次的に日常生活に関する支
	援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障がいのある人の地域での
	自立した生活の推進を図ります。
移動入浴事業	在宅生活をしている重度の身体障がいのある人の生活を支援するため、訪
	問により居宅において入浴サービスを提供します。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

	単位	実績値(第6期)			見込量(第7期)		
種類		令和3 年度	令和4 年度	令和5 钾(見込)	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
日中一時支援事業	人/年	5	7	6	6	6	6
訪問型歩行訓練	人/年	1	1	1	1	1	1
生活サポート事業	人/年	1	2	4	4	4	4
移動入浴事業	人/年	1	1	1	1	1	1

【第6期計画の実績】

● 生活サポート事業については、増加傾向にありますが、日中一時支援事業、訪問歩行訓練、移動 入浴事業については、横ばいで推移しています。

【見込量確保のための方策】

● 引き続き、希望する人が十分に利用できるよう、各事業のサービス提供体制を充実します。

4. 障害児通所支援等の見込量

種類	内容
 児童発達支援	就学前の発達支援を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的
九至九足入版	な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練等を行います。
 居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、外出が著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪
冶七胡问至儿里先连又饭	問して、発達支援を行います。
	学校通学中の支援を要する児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中
放課後等デイサービス	に、療育の場として、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等
	を継続的に行います。
 保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行いま
休月別寺初问又援	す。
	障害児通所支援を利用するすべての人を対象として、支給決定又は支給
障害児相談支援	決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間
	ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する	 医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な子ども(医療
関連分野の支援を調整する	的ケア児)が、必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健・医療・福
コーディネーターの配置	祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します

【第2期計画の実績と第3期計画の見込量】

		実績値(第2期)			見込量(第3期)		
種類	単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 钾(見込)	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
児童発達支援	人日/月	441	467	527	550	550	550
	人/月	41	41	47	50	50	50
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人日/月	1,102	1,177	1,198	1,200	1,200	1,200
	人/月	109	116	113	115	115	115
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	2	2	2	2
	人/月	1	1	2	2	2	2
障害児相談支援	人/月	38	40	43	45	45	45
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	人/月	0	0	1	1	1	1

【第2期計画の実績】

- 児童発達支援と放課後等デイサービスの利用日数、障害児相談支援の利用者数は年々増加し続けています。
- 保育所等訪問支援の利用は令和5年度に1人増加し、2人となっています。
- 障害児相談支援は、利用者数が年々増加しています。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、1人を配置しています。

【見込量確保のための方策】

- 児童発達支援と放課後等デイサービスについては、児童発達支援センター等と連携し適正なサービスを提供できる体制の整備を図ります
- 居宅訪問型児童発達支援については、サービス提供事業者に対する情報提供等の働きかけを行い、実施を支援します。
- 保育所等訪問支援については、継続した実施に向け、提供体制の整備を進めます。また、障がいのある児童が希望する施設等に通うことができるよう、訪問先の理解促進、協力に向けて、事業の周知・啓発を行います。
- 障害児相談支援については、障害児相談支援事業所と連携し、利用者のより身近な相談サービスの提供に努めるとともに、地域の保健、医療、福祉、教育、就労の関係機関が情報の共有により、ライフステージに応じた適切な支援を提供できるように連携に努めます。

第6章 計画の推進体制

1. 住民・事業者・地域等との協働の推進

障がいのある人に関する施策の推進にあたっては、行政と地域住民、サービス提供事業者、ボランティア・NPO、民間企業、関係機関・団体、医療機関、教育機関等との連携・協働が欠かせません。そのため、さまざまな機会を通じて連携を深め、全町が一体となった協働体制の構築・推進に努めます。

2. 庁内推進体制の整備

障がいのある人に関する施策の推進には、教育、就労、保健・医療、都市計画など全庁 的な施策が必要であることから、庁内関係部署の緊密な連携を図り、全庁が一体となって 各種施策を推進していくとともに、進捗状況を把握・点検し、障害者施策の効果的な推進 に努めます。

3. 播磨町地域自立支援協議会における取組の推進

播磨町地域自立支援協議会では、専門部会をもとに、各分野における協議・検討を進めるとともに、ワークショップ・全体会・推進会議等を通じて課題を共有し、解決に向けた 仕組みづくりを協議する場として、取組を進めています。

協議を進める中で明らかになってきたさまざまな課題については、幅広い関係者と連携 しながら対応を図り、播磨町地域自立支援協議会から積極的に情報発信して、誰もが安心 に暮らせるまちづくりの輪を広げます。

4. 国、県及び近隣市町との連携

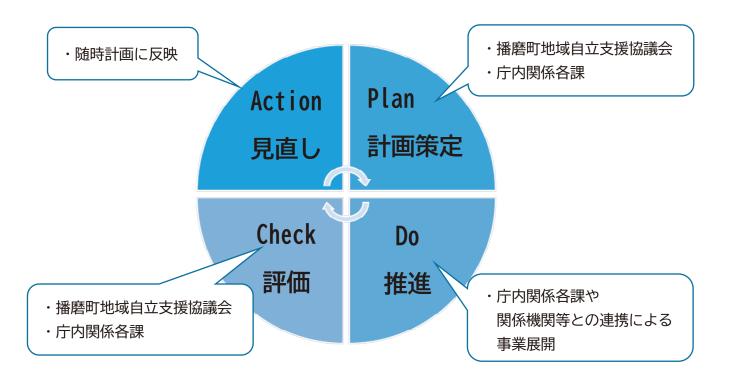
本計画の推進にあたっては、今後の制度改正等に的確に対応していくことも重要であり、国や県と連携しながら施策を展開します。

また、障害福祉サービスの提供や就労支援など、本町だけでなく近隣市町を含めた広域的な調整とネットワークを強化し、計画を推進します。

5. 計画の評価・点検

本計画及び「播磨町障害者計画」の各施策の実施状況等については、PDCA サイクルに基づき、毎年度、計画の評価・検証・見直しを行います。また、播磨町地域自立支援協議会等に随時意見を聞きながら、計画の進捗管理を行います。

また計画の進捗については、住民への広報・周知に努めます。



資料編

1. 播磨町障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定するため、播磨町障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 播磨町障害者計画の策定に関すること。
 - (2) その他関連する事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、20名以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 障害者当事者又はその家族
 - (3) 保健、医療、福祉及び雇用機関の関係者
 - (4) 地域活動関係者
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長の職務)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 2 委員長は、必要と認める場合、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。 (設置期間)
- 第6条 委員会は、障害者福祉計画の策定により解散するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。 附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

2. 播磨町障害者計画策定委員会委員名簿

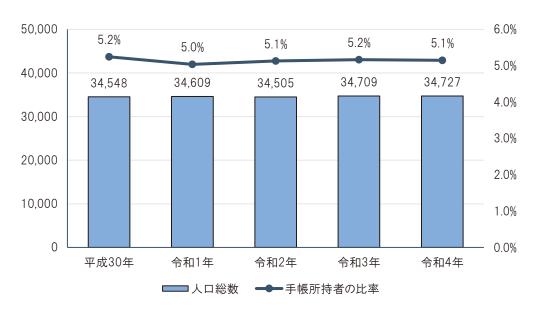
◎委員長 ○副委員長 (敬称略)

	役職名	所属	氏名
ı	学識経験者	兵庫県立大学 環境人間学部	◎竹端 寛
2	医療機関代表	医師	川野 和雄
3	当事者·当事者団体	播磨町手をつなぐ育成会	大木 文子
4	"	播磨町心身障がい児(者)の親の会 はまなす	西村 尚美
5	"		福本 大了
6	地域活動関係者	播磨町社会福祉協議会	〇近藤 龍樹
7	"	播磨町民生委員·児童委員協議会	吉川 俊行
8	事業所	株式会社ソワサポート	西 尚美
9	"	地域支援センターあいあむ センター長 (東播磨圏域コーディネーター)	濱口 直哉
10	雇用機関	加古川障害者就業・生活支援センター	中野 桂
11	自立支援協議会	文化・福祉・人権サポート アエソン	政本 和子
12	公募委員		小平 美香
13	"		原 清和
14	"		小西 理香
15	保健関係	加古川健康福祉事務所(保健所)	三木 水奈子
16	教育	播磨町教育委員会 地域学校教育課	河合 庸子

3. 統計データ

(1)人口の推移

- 播磨町の人口は、令和2年のみ減少しましたが、それ以外の年は増加しており、令和4年には34,727人に達しました。
- 人口に占める手帳所持者の比率はおよそ5%で推移しています。



各年3月31日現在の住民基本台帳人口

(2)手帳所持者数の推移

● 手帳所持者全体は、増減を繰り返していますが、身体障害者手帳所持者は減少し続けており、 主に療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しています。



(2)身体障がいのある人の状況

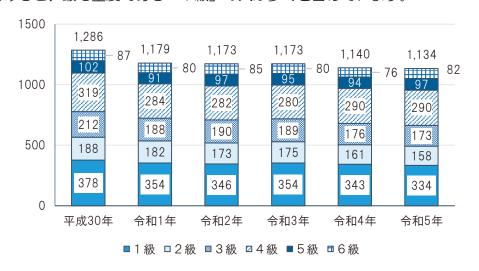
①障がい部位別手帳所持者数

● 障がい部位別でみると、特に多くを占める肢体不自由の人が減少し続けています。



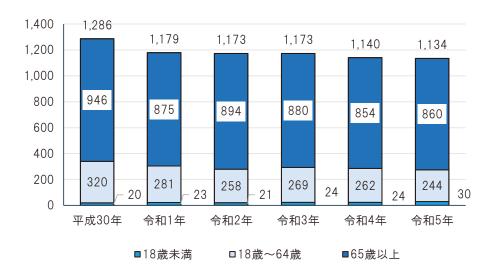
②等級別手帳所持者数

● 等級別でみると、最も重度である「1級」の人が多くを占めています。



③年齢別手帳所持者数

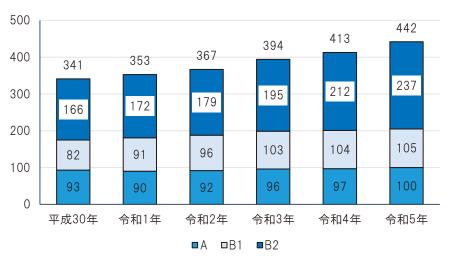
● 身体障がいのある人のほとんどが 65 歳以上であり、平成 30 年と比べると令和5年には 86 人減少しています。



(3)知的障がいのある人の状況

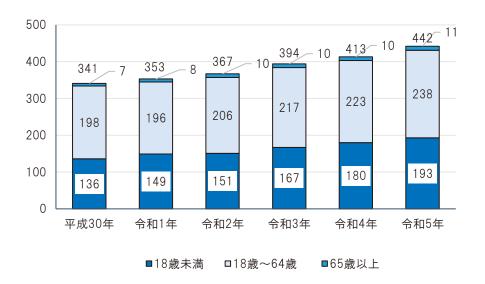
①等級別手帳所持者数

● 等級別でみると、B2 の軽度に該当する人が多くを占めており、また、年々増加し続けています。



②年齢別手帳所持者数

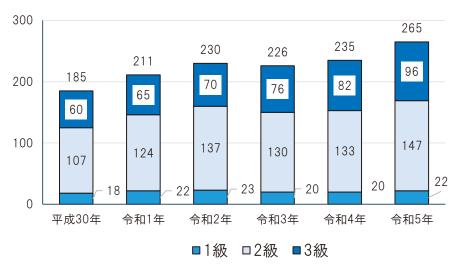
● 年齢別でみると、「18~64歳」と「18歳未満」が多くを占めており、また、年々増加し続けています。



(4)精神障がいのある人の状況

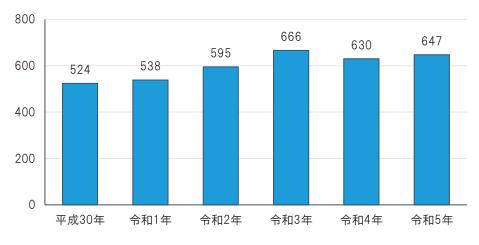
①等級別手帳所持者数

● 等級別でみると、「2級」が多くを占めています。また、「3級」に該当する人が年々増加し続けています。



③ 自立支援医療(精神)利用者数

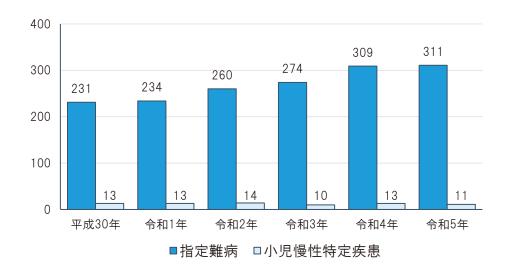
平成30年から令和3年で100人以上増加しており、令和3年以降も600人に達しています。



■自立支援医療(精神)利用者数

(5)難病(特定疾患)の人の状況

● 「指定難病」は令和3年に338疾病が対象となるなど、範囲が拡大しており、本町における指定難病の人数も年々増加し続けています。



4. ワークショップ結果

(1)概要

①開催時期·参加者数

	テーマ	実施日	参加人数
第1回	そだつ・まなぶ	8/31	22
第2回	はたらく	9/16	27
第3回	くらす	9/28	27
第4回	お金と契約	10/12	25
第5回	防災	11/18	25
第6回	(まとめ)フリートーク	12/12	13
合計	1	_	139 人





(2)まとめ

	課題	めざしたい姿
そだつまなぶ	■ 障害のとらえ方、偏見■ 支援学級と通常(元)学級の在り方■ 発達検査とアフターフォロー■ 障害のある子供への対応に不安■ 情報へのたどりつき方	 ◇ 誰も排除されないまち ◇ 障害があっても通いやすい学校 ◇ 学校教育の充実・学校教育が将来の播磨町をつくる ◇ 子どもの居場所をつくる ◇ 放課後等デイサービスの内容の充実
はたらく	働く場所、働き方のバリエーションが少ない就労賃金が低い求人が少ない事業所情報へのアクセス働くための準備	 ◇ 誰もが働きやすい職場環境 ◇ 働く体験の場・多様な働き方を知る場がある ◇ 働きたい人が排除されず、働く筋道がある社会 ◇ 職場の理解がある社会 ◇ 情報共有と連携
くらす	 緊急時の支援に不安がある 暮らし方の選択肢が少ない ヘルパー不足 療育・ハビリテーション・リハビリテーションを継続して受けられない ショートステイが利用しにくい 	◇ 地域生活支援拠点をつくる◇ 誰にでもわかりやすい情報◇ いろいろな暮らし方ができる◇ 日頃のつながりと緊急時の応援団をつくる◇ 人材育成
お金と契約	お金の管理契約の管理お金について学んできていない判断能力のあるなしの見分け収入やお金を得る道が少ない・年金の額が少ない	◇ 収入の安定(生活保障)◇ 情報(お金や契約について学べる)◇ 契約書のひらがな化◇ いつでも相談できる場所をつくる◇ 成年後見制度の見直しと充実
防災	■ 防災についての理解の不足■ 避難訓練の未実施・避難方法■ 情報が届かない■ 避難所の設備・対応に不安■ 日頃からの近所づきあいが希薄	◇ 事前準備(行動を理解・備蓄も行う)◇ ごちゃまぜの避難訓練の実施◇ 障がいのある人のことを知ってもらう対話◇ 合理的配慮のある避難所◇ 災害時サポーター

一人ひとりができること	協同でできること
 学びの場・話し合いの場に参加し、知識をつける 家庭内で話し合いをする(対話) 学校や先生とコミュニケーションをとる 子どもをいろいろな場所に連れていく 地域とコミュニケーションをとる 	 学校教育の見直しと充実 地域の人が学校に入っていけるシステムづくり 医療・福祉・教育と家庭の連携 楽しい地域をつくる 居場所をつくる
 学びの場に参加する、情報を積極的に集める いろいろな体験をさせる 本人を主体として話をきく 良い取組や情報を伝えあう 余暇支援 	研修の充実情報アクセシビリティ職場を増やす今ない仕事の創成就労アセスメントの見直し
 情報を集める・情報を得られる場に参加する・伝える 自分の得意を社会に活かす 連絡を取り合う(対話をする) ボランティア登録 地域の行事等への積極的参加 	 地域福祉総合ネットワークの構築 移動手段の整備 情報をわかりやすく伝える フルインクルージョンの理解研修 人材育成
 お金と契約について学ぶ・知る つながりを大切にする(相談する) 購入するときに周囲に話す 消費生活センターの見学 契約書をよく読む 	 Al の活用・自治体 DX の仕組みづくり 相談できるところ お金や契約についての勉強会 情報発信 当事者にわかるお金やトラブル回避の研修
災害についての理解を深める避難行動に参加地域のイベントなどに参加事前準備助けを求める工夫	 避難訓練の実施 情報連絡ルートをつくる IT の活用、伝わる情報発信 避難所の整備 災害時連携協定

5. アンケート調査結果

(1)住民へのアンケート調査概要

①実施目的

この調査は、本計画の策定するにあたり、障がいのある人の実情やニーズ、さらには障がいに対する町民の理解や考え方を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としました。

②調査方法

	障がいのある人へのアンケート	一般向けアンケート
調査対象	播磨町内在住の障害者手帳所持者	播磨町内在住の住民
調査方法	郵送配布・郵送及び WEB 回答	郵送配布・郵送及び WEB 回答
調査期間	令和4年9月	令和4年9月
配布数	1000 件	1000 件
郵送回答	290 件	328 件
Web 回答	105 件	111 件
回答数・率	395 件(39.5%)	439件 (43.9%)

③結果の見方

- ●回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ●複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ●図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ●図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。

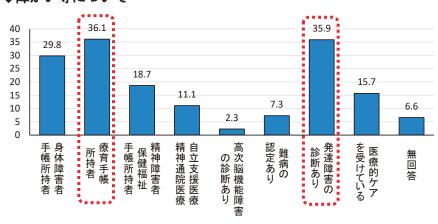
(2)住民へのアンケート調査結果

①障がい者向けアンケート

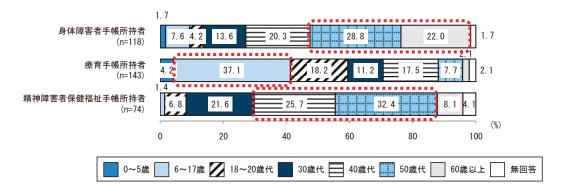
回答者について

- アンケートの回答は、療育手帳所持者や発達障害の診断を受けている人が多くなっています。
- 身体障がいの人は50歳以上がおよそ半数を占めており、知的障がいの人は6~17歳、精神障害がいの人は50歳代が多くなっています。
- 障がい種別で等級を見ると、**身体障がいの人は1級の重度の人が多い傾向**にあります。

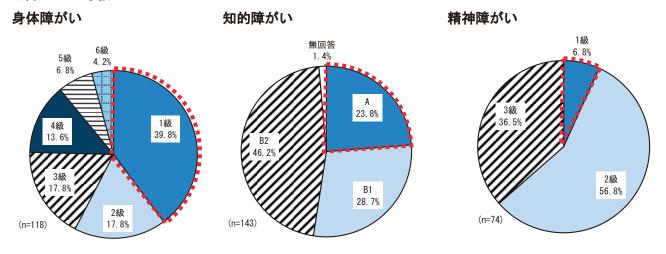
◆障がい等について



◆年齢 (障がい種別)



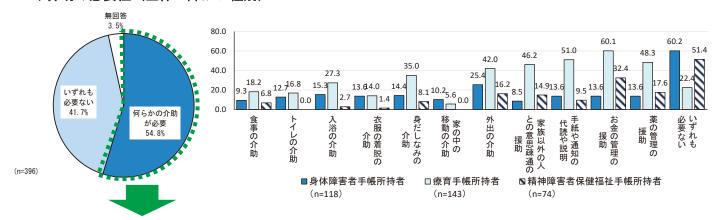
◆障がいの等級



介助者について

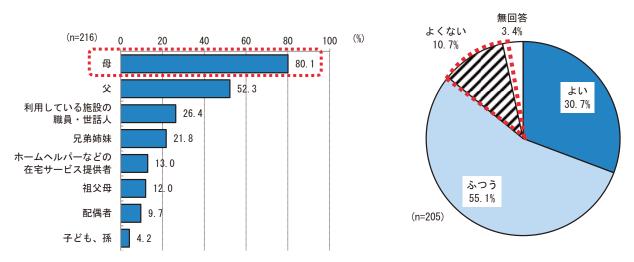
- 全体では、何らかの介助を必要とするのは 54.8%であり、障がい種別で見ると、**知的障がいの** ある人が介助を必要とすることが多い傾向にあります。
- <u>主な介助者は「母」が80.1%と偏っています</u>。また、<u>60 歳以上の介助者が36.1%</u>も占めており、<u>体調がよくない人も10.7%</u>います。40~50 歳代の障がいのある人の介助者の52.4%は70 歳以上と高齢な状態です。

◆介助の必要性(全体・障がい種別)

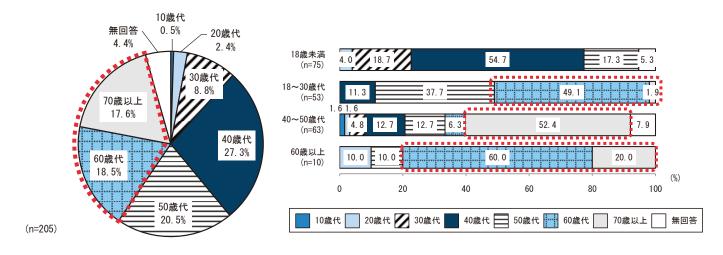


◆主な介助者(上位8位)

◆主な介助者の体調



◆介助者の年齢(全体・回答者の年齢別)



地域での暮らしについて

- 将来的に生活する住まいや施設があるかどうかの不安は、『18~30歳代』で特に高くなっており、障がい種別では精神障がいの人が高い傾向にあります。また、『精神障がい』の人は、体力・健康、収入、生きがい等、悩みが多岐にわたっています。
- 情報入手については、『18歳未満』の人は、相談支援事業所やサービス事業所、教育機関、友人・ 知人、障がい者団体など幅広い情報入手先を持っている傾向にあります。

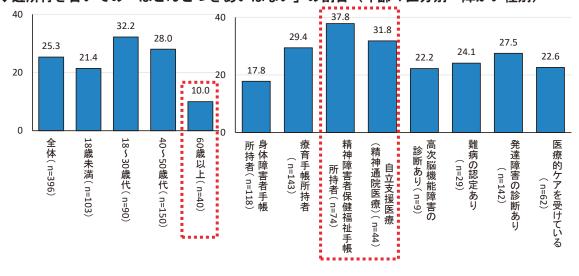
◆生活で困っていること・不安に思っていること(障がい種別・年齢4区分別)

		回答者数	るかどうか不安住まいや施設があ	けられるか不安要な介助や支援を受者の入院など)に必もしものとき(介助	に自信がない自分の健康や体力	とはない ているこ	れない	健康状態が不安家族など介助者の	自由に外出ができ	あつけられない 越味や生きがいが
	全 体	396	34.8	32.1	29.5	25.8	25.5	22.0	16.7	15.4
_廷 障	身体障害者手帳所持者	118	22.9	26.3	34.7	28.8	22.0	24.6	16.1	12.7
種がい	療育手帳所持者	143	40.6	39.2	13.3	25.9	21.0	21.0	22.4	10.5
33 (1	精神障害者保健福祉手帳所持者	74	55.4	33.8	58.1	16.2	44.6	24.3	17.6	29.7
-	18歳未満	103	29.1	30.1	7.8	35.0	10.7	10.7	11.7	4.9
年齢	18~30歳代	90	51.1	35.6	36.7	22.2	35.6	25.6	25.6	18.9
別	40~50歳代	150	35.3	36.7	36.7	22.7	27.3	28.0	14.0	22.0
	60歳以上	40	10.0	17.5	40.0	27.5	30.0	20.0	20.0	15.0

◆情報の入手先:上位 12 位 (障がい種別・年齢 4 区分別)

		回答者数	役場	はりま)町の広報紙(広報	ターネットパソコン・イン	(相談員)相談支援事業所	パー)	病院	家族・親せき	こども園・学校保育所・幼稚園・	友人・知人	新聞・雑誌テレビ・ラジオ・	団体の者(児)の	かわからないどこで入手できる
全(本	396	38.4	25.8	24.0	23.5	21.5	20.5	15.9	12.1	11.9	8.6	7.3	11.1
_	18歳未満	103	36.9	23.3	21.4	35.0	34.0	24.3	18.4	45.6	26.2	3.9	15.5	8.7
年齢	18~30歳代	90	43.3	22.2	30.0	34.4	23.3	16.7	25.6	0.0	8.9	11.1	4.4	11.1
別	40~50歳代	150	36.7	30.7	21.3	12.7	13.3	18.0	8.0	0.0	6.0	8.7	5.3	12.7
	60歳以上	40	37.5	30.0	25.0	10.0	20.0	27.5	17.5	0.0	5.0	15.0	2.5	12.5

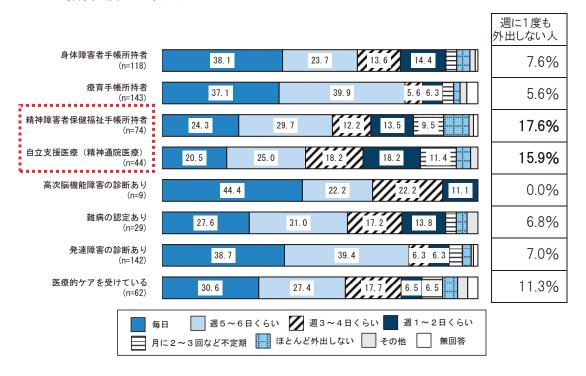
◆近所付き合いでの「ほとんどつきあいはない」の割合(年齢4区分別・障がい種別)



外出について

- 週に1度も外出をしない(月2~3回など不定期・ほとんど外出しない)外出頻度が低いのは、 精神障がいのある人や自立支援医療(精神通院医療)を利用している人に多い傾向にあります。
- 障がい種別で外出時の困難を見ると、身体障がいの人はハード面の困難を抱えており、それ以外の人は、困った時の不安を抱えています。加えて、知的障がいや発達障がいの人は切符の買い方や乗換えの方法が分かりにくいことを挙げています。

◆外出頻度(障がい種別)

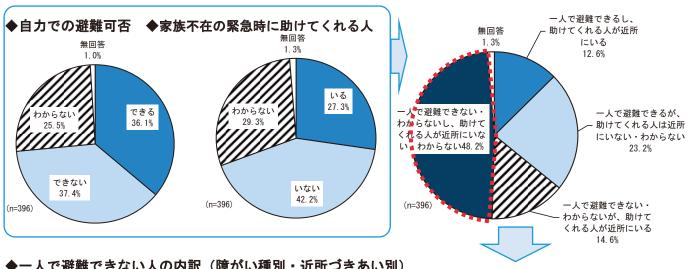


◆外出での困難:上位3位(障がい種別)【P17問9】

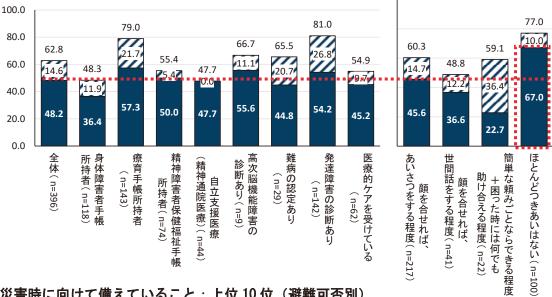
	1位	2位	3位
身体障がい	困っていることはない:	道路や駅に階段や段差が	列車やバスの乗り降りが困難
(n=118)	35.6%	多い:18.6%	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーター、段差など):17.8%
知的障がい	困った時にどうすればいいのか心配:33.6%	困っていることはない:	切符の買い方や乗換えの方法が
(n=143)		30.8%	わかりにくい:25.2%
精神障がい	外出にお金がかかる:	困った時にどうすればいいのか心配:31.1%	周囲の目が気になる:
(n=74)	33.8%		29.7%
発達障害の診断	困った時にどうすればいいのか心配:33.8%	困っていることはない:	切符の買い方や乗換えの方法が
あり(n=142)		31.7%	わかりにくい:21.1%
医療的ケアを受け	困っていることはない:	困った時にどうすればいいのか心配:27.4%	列車やバスの乗り降りが困難:
ている((n=62)	37.1%		17.7 %

災害時対応について

- 災害時に一人で避難できない・わからないし、助けてくれる人が近所にいない・わからない人は、 48.2%とおよそ半数を占めています。特に、近所づきあいがほとんどない人はその傾向が高く なっています。
- <u>上記に該当する人のうち、およそ4割が災害時に向けて特になにもしていない状況</u>です。



◆一人で避難できない人の内訳(障がい種別・近所づきあい別)



災害時に向けて備えていること:上位10位(避難可否別)

		回答者数	特になにもしていない	タオル、薬や紙おむつ食料、医療食、衣類や非常持ち出し袋(水や	いか家族と話している災害時にどうすればい	避難先を確認しているハザードマップを見て	方法を確認している親族や支援者との連絡		いる域イベントに参加してなれるよう、祭りや地地域の人と顔見知りに		けはし」を書いている自己紹介ファイル「か	家の耐震化をしている
	全 体	396	38.6	25.5	18.2	14.4	12.1	8.3	8.1	8.1	7.1	6.3
避	一人で避難できるし、助けてくれる人が近所 にいる	50	32.0	16.0	20.0	24.0	12.0	0.0	10.0	10.0	2.0	6.0
難可	一人で避難できるが、助けてくれる人は近 所にいない・わからない	92	46.7	25.0	16.3	15.2	12.0	4.3	4.3	5.4	1.1	6.5
否別	一人で避難できない・わからないが、助けて くれる人が近所にいる	58	27.6	36.2	25.9	13.8	17.2	13.8	10.3	12.1	17.2	5.2
נימ	一人で避難できない・わからないし、助けてく れる人が近所にいない・わからない	191	39.8	25.7	16.8	12.0	11.0	11.0	8.9	7.9	8.4	6.8

相談先について

- 若い人ほど、福祉施設の職員や保育所・幼稚園・こども園・学校に相談しています。年齢が高くなると、医療関係者に相談することが多くなっています。いずれの年齢でも相談する相手がいない・相談先がわからない人がそれぞれおよそ1割ずついる状況です。
- 相談先に対しては、**障がいの種類に関わらず予約なしでも気軽に相談できたり、日常の悩みも気 軽に相談できるといった気軽さが望まれています**。

◆相談先:上位8位(年齢4区分別)

		回答者数)	.	相談員)	、療 看関	設 の 暗	利用している福祉	役場	相談支援事業所	こども園・学校保育所・幼稚園・		· 有 司	炎 する 目 手 が	相談先がわからな
全(本	396		30.1		26.8		25.8	21.2	18.9	1	6.7	1	13.1	10.6
	18歳未満	103		27.2		28.2		38.8	16.5	25.2	5	9.2	1	10.7	6.8
年齢	18~30歳代	90		33.3		21.1		28.9	31.1	26.7		2.2	1	12.2	11.1
別	40~50歳代	150		28.0		25.3		20.7	20.0	13.3	·	1.3		15.3	12.7
,,,,	60歳以上	40		35.0		37.5		10.0	20.0	10.0		0.0		12.5	12.5

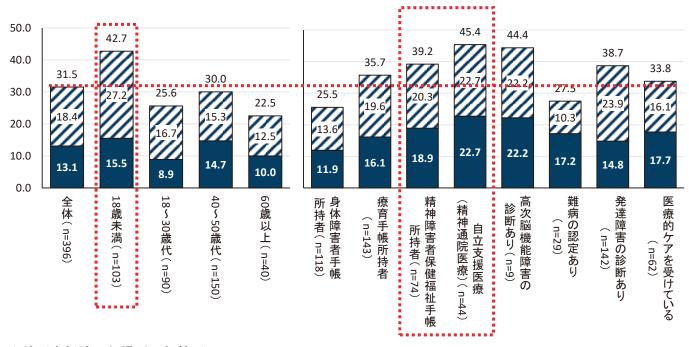
◆相談先に望むこと:上位5位(障がい種別)

		回答者数	才 言 -	こ目淡できる予約なしでも気軽	気軽に相談できる日常の悩みなどを	る総合案内 どこに行けば、支	る 向けた相談ができ 将来の自立生活に	望むことはない
	全 体	317		23.0	13.2	10.1	7.9	6.9
	身体障害者手帳所持者	95		26.3	5.3	8.4	6.3	6.3
	療育手帳所持者	117		24.8	13.7	12.8	12.8	8.5
障	精神障害者保健福祉手帳所持者	55		27.3	12.7	12.7	9.1	7.3
がい	自立支援医療(精神通院医療)	33		36.4	9.1	6.1	6.1	3.0
種	高次脳機能障害の診断あり	9		22.2	11.1	11.1	0.0	0.0
別	難病の認定あり	25		24.0	4.0	16.0	8.0	0.0
	発達障害の診断あり	116		14.7	16.4	13.8	13.8	6.9
	医療的ケアを受けている	55		25.5	14.5	3.6	7.3	5.5

差別等について

- 差別の経験は、<u>年齢別で見ると 18 歳未満、障がい種別で見ると精神障がいの人や自立支援医療</u> <u>の利用者が多く</u>なっています。
- <u>差別を受ける場所は、保育・教育機関と仕事場</u>が多くなっています。<u>差別を経験した後の相談は、</u> 年齢が高くなるほどあきらめる人が多くなる傾向にあります。

◆差別などの経験(障がい種別・年齢別)



◆差別を経験した場所(年齢別)

			園・学校 保育所・幼稚	仕 事 場	域住んでいる地	会暇を楽しむ	療機関の医	き事を探すと	そ の 他	無回答
全(本	125	32.8	20.0	19.2	12.8	12.0	8.0	20.0	2.4
-	18歳未満	44	77.3	2.3	13.6	11.4	4.5	0.0	9.1	0.0
年齢	18~30歳代	23	17.4	39.1	13.0	21.7	8.7	8.7	30.4	0.0
別	40~50歳代	45	2.2	28.9	20.0	4.4	22.2	17.8	24.4	6.7
,,,	60歳以上	9	0.0	11.1	55.6	44.4	0.0	0.0	22.2	0.0

◆差別を経験した後の対応(年齢別)

		回答者数	家族に相談した	相談した学校の先生や施	門家に相談した弁護士などの専	で相談したの窓口	した の相談員に相談 相談支援事業所	からなかった相談しようとし	そ の 他	(あきらめた)	無 回 答
全(本	125	30.4	16.8	0.8	1.6	5.6	4.8	16.8	44.0	7.2
-	18歳未満	44	43.2	27.3	0.0	0.0	4.5	4.5	13.6	27.3	4.5
年齢	18~30歳代	23	34.8	21.7	0.0	4.3	13.0	8.7	21.7	43.5	4.3
別	40~50歳代	45	22.2	8.9	2.2	2.2	4.4	4.4	15.6		8.9
	60歳以上	9	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.2	66.7	11.1

医療について

● 医療を受けるにあたり、精神障がいのある人や、自立支援医療を利用している人は、通院の困難 や医療費の負担で困っている割合が他の障がいに比べて高くなっています。

◆医療を受ける上で困っていること:上位7位(障がい別)

		回答者数	動)が困難である通院(病院までの移	伝えられない病気の症状を正しく	るのが難しい医者の説明を理解す	病院が近くにない専門的な治療をする	負担が大きい通院費(交通費)の	い医療費の負担が大き	特にない
	全体	396	14.4	13.9	13.6	12.9	12.6	11.9	43.4
	身体障害者手帳所持者	118	16.9	3.4	2.5	11.9	15.3	14.4	44.9
	療育手帳所持者	143	8.4	20.3	21.0	7.7	8.4	4.2	50.3
障	精神障害者保健福祉手帳所持者	74	23.0	16.2	16.2	18.9	20.3	28.4	31.1
がい	自立支援医療(精神通院医療)	44	34.1	9.1	11.4	27.3	20.5	31.8	22.7
種	高次脳機能障害の診断あり	9	22.2	11.1	33.3	22.2	11.1	11.1	33.3
別	難病の認定あり	29	27.6	6.9	3.4	27.6	27.6	17.2	27.6
	発達障害の診断あり	142	9.9	15.5	19.0	12.7	11.3	4.2	49.3
	医療的ケアを受けている	62	25.8	11.3	14.5	14.5	12.9	11.3	37.1

サービス利用について

● サービス利用に対し、不満は特にないという人が4割以上となっています。その一方でサービス の種類や自分に合っているものを知りたがっている人がおよそ2割います。

◆サービス利用での不満 (年齢4区分別)

		回答者数	らないよくわかどんなサービスが	かよくわからない分に合っているのどのサービスが自	スが近くにない利用したいサービ	であるであるが不十分提供されるサービ	る間)が不足してい 支給量(日数や時	その他	特にない	無回答
全 ′	体	396	26.0	19.4	11.4	8.6	8.3	5.3	43.9	2.8
	18歳未満	103	14.6	19.4	12.6	10.7	18.4	7.8	43.7	1.9
年齢	18~30歳代	90	32.2	20.0	14.4	6.7	6.7	2.2	37.8	1.1
別	40~50歳代	150	27.3	20.7	10.7	8.7	2.7	4.7	48.7	2.7
	60歳以上	40	37.5	12.5	5.0	7.5	2.5	5.0	47.5	5.0

地域での暮らしについて

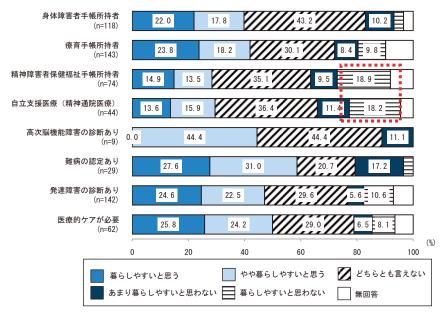
- 現在は家族と暮らしている人が8割以上を占めており、今後の暮らし方の希望も家族といっしょにを希望する人が多くなっています。その一方で、現在家族と一緒に暮らしながら、今後ひとり(またはパートナーなどと)暮らしたい人が15.8%となっています。
- 播磨町での暮らしを暮らやすいと思わないと回答する人は精神障がいのある人と、自立支援医療 を利用している人でやや多くなっています。

◆地域での暮らし方と今後の希望(年齢別・現在の暮らし方別)

		且			現在	の暮ら	し方					今後の	暮らし方	の希望	1	
		答	いひ	る家	暮グ	る 施	る病	そ		暮パひ	暮家	暮グ	施	そ	わ	
		者	ると	族	らル	設	院	の	無	ら 1 と	ら族	らル	設	の	か	無
		数	IJ	٢	しし	で	に	他	口	しトり	しと	しし	12	他	ら	口
			で	暮	てプ	暮	入		答	たナで	たい	たプ	入		な	答
			暮	6	いホ	ら	院			いーへなま	いっ	いホ	所		い	
			ら	し	る丨	し	し			どた	L	ı	L			
			L	て	ム	て	て			とは	よ	ム	た			
			て	い	で	い	い)	1=	で	い			
全(*	396	8.1	83.3	2.5	0.8	0.5	0.8	4.0	18.9	44.9	4.5	2.8	1.5	20.7	6.6
_	18歳未満	103	0.0	96.1	0.0	0.0	0.0	1.0	2.9	9.7	50.5	3.9	2.9	-	26.2	6.8
年齢	18~30歳代	90	6.7	86.7	2.2	0.0	0.0	1.1	3.3	28.9	34.4	10.0	4.4	1.1	15.6	5.6
別	40~50歳代	150	10.0	78.7	4.0	2.0	1.3	0.7	3.3	16.7	46.7	2.0	2.0	2.7	24.0	6.0
	60歳以上	40	22.5	67.5	5.0	0.0	0.0	0.0	5.0	22.5	57.5	2.5	2.5	2.5	7.5	5.0

		回答者数	暮らしたいっしょに	と)暮らしたいパートナーなどのとりで(または	暮らしたいグループホームで	施設に入所したい	その他	わからない	無回答
全(本	396	44.9	18.9	4.5	2.8	1.5	20.7	6.6
	ひとりで暮らしている	32	12.5	<u>5</u> 9.4	0.0	0.0	0.0	28.1	0.0
暮、一	家族と暮らしている	330	50.6	15.8	4.5	3.3	0.9	19.7	5.2
ら現し在	グループホームで暮らしている	10	0.0	20.0	20.0	0.0	20.0	20.0	20.0
方の	施設で暮らしている	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
別	病院に入院している	2	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
	その他	3	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0

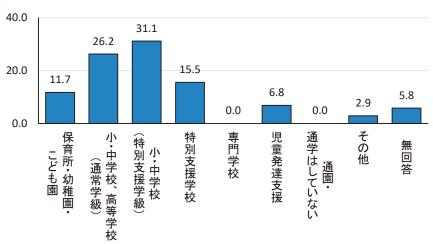
◆播磨町の暮らしやすさ(障がい種別)



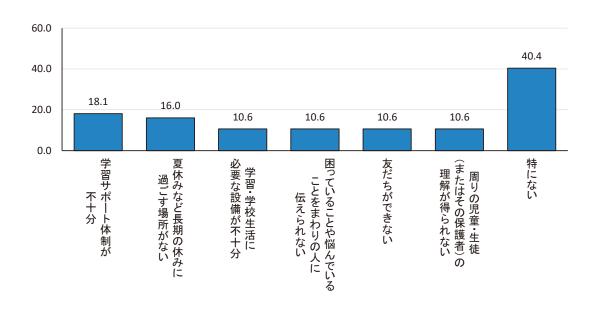
教育について

- 18歳未満の回答者はいずれかの保育・教育機関に通園・通学しており、小・中学校の特別支援 学級が31.1%、通常学級が26.2%となっています。
- 学校・園生活で困ることは特にないとの回答がおよそ4割である一方、学習サポートや長期の休みに過ごす場を求める人が2割未満となっています。

◆通園・通学先



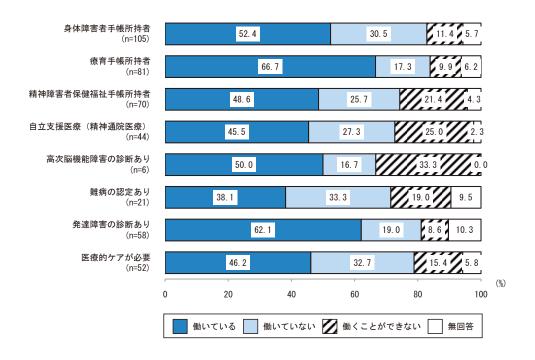
◆学校・園生活で困ること



12 就労について

- いずれの障がいの種類でも現在働いている人が多く、身体障がいのある人は、企業などでの正社 員が多くなっています。知的障がいのある人、発達障がいのある人は就労継続支援B型で働いて いる人が多く、精神障がいのある人、自立支援医療(精神通院医療)を利用している人は、就労 継続支援B型や企業などでの臨時職員、アルバイト、パートの人が多くなっています。
- 障がいのある人が働くにあたり、生活をするために十分な賃金をもらえることの回答が、特に精神障がいのある人、自立支援医療を利用している人で多くなっています。

◆就労状況(障がい種別)



◆就労形態 (障がい種別)

		回答者数	職員として働いている企業などで正社員・正	して働いているアルバイト、パートと企業などで臨時職員、	いている就労継続支援A型で働	いている就労継続支援B型で働	自営業者	内職・自営業の手伝い	そ の 他	無回答
	全 体	157	24.8	21.7	8.3	31.2	3.8	1.3	5.1	3.8
	身体障害者手帳所持者	55	52.7	25.5	1.8	3.6	5.5	1.8	3.6	5.5
	療育手帳所持者	54	9.3	11.1	11.1	5 5.6	1.9	0.0	11.1	0.0
障	精神障害者保健福祉手帳所持者	34	2.9	32.4	17.6	38.2	2.9	0.0	0.0	5.9
がい	自立支援医療(精神通院医療)	20	5.0	35.0	5.0	35.0	10.0	5.0	0.0	5.0
種	高次脳機能障害の診断あり	3	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
別	難病の認定あり	8	50.0	12.5	0.0	12.5	12.5	0.0	0.0	12.5
	発達障害の診断あり	36	2.8	25.0	13.9	50.0	0.0	0.0	5.6	2.8
	医療的ケアを受けている	24	20.8	20.8	16.7	25.0	4.2	0.0	8.3	4.2

◆月当たりの賃金(就労形態別)

		回答者数	5千円未満	未満 5千~1万円	未 1 万 4 万 円	未満 10万円	未 1 0 ~ 1 5 万円	未 1 5 6 2 0 万円	2 0 万 円 以上
	全 体	85	17.6	9.6	11.5	8.9	8.3	6.4	10.8
形就能就	企業などで正社員・正職員として働いている	21	4.8	0.0	0.0	0.0	9.5	23.8	61.9
忍业	企業などで臨時職員、アルバイト、パートとして働いている	22	9.1	0.0	9.1	31.8	36.4	13.6	0.0
別为	就労継続支援B 型で働いている	42	28.6	35.7	31.0	4.8	0.0	0.0	0.0

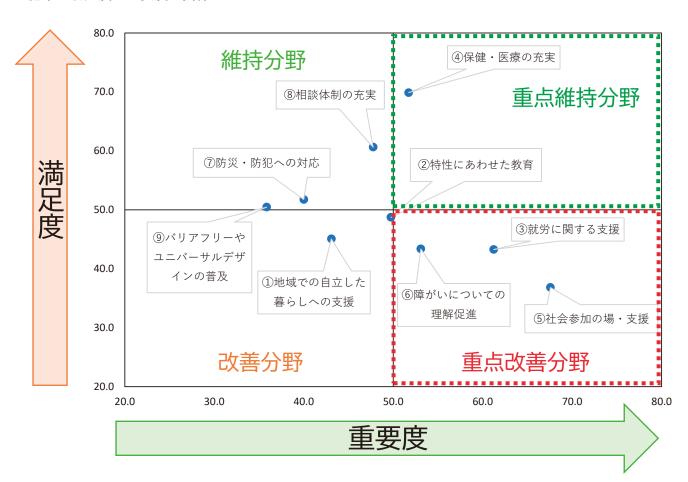
◆障がいがある人が働くにあたって必要なこと (障がい種別)

		回答者数	こと 生活をするために十	仕事があること自分に合った職種や	あること周囲の理解と配慮が	通勤手段があること	いることがいのある人に配障がいのある人に配	こと仕事に選択肢がある	と賃金をもらえるこり分の仕事に見合っ	れるような支援就職後に働き続けら	ることることの保障があ	こと自宅で仕事ができる
	全 体	280	43.2	36.1	30.4	22.9	20.7	19.6	16.4	14.6	11.8	10.4
	身体障害者手帳所持者	105	40.0	30.5	27.6	26.7	28.6	19.0	14.3	12.4	13.3	12.4
	療育手帳所持者	81	29.6	40.7	32.1	17.3	18.5	14.8	13.6	12.3	4.9	4.9
障	精神障害者保健福祉手帳所持者	70	60.0	38.6	32.9	25.7	17.1	21.4	18.6	21.4	18.6	12.9
がい	自立支援医療(精神通院医療)	44	61.4	52.3	45.5	31.8	6.8	20.5	25.0	18.2	25.0	13.6
種	高次脳機能障害の診断あり	6	33.3	33.3	66.7	16.7	50.0	16.7	16.7	16.7	0.0	0.0
別	難病の認定あり	21	33.3	23.8	33.3	19.0	23.8	14.3	14.3	14.3	14.3	19.0
	発達障害の診断あり	58	34.5	37.9	29.3	22.4	17.2	19.0	6.9	19.0	8.6	8.6
	医療的ケアを受けている	52	46.2	34.6	28.8	17.3	23.1	21.2	15.4	5.8	13.5	25.0

13 まちづくりについて

- 各施策分野について、満足感と重要感を問い、満足度(全体のうち満足・やや満足との回答率)と重要度(重要感と播磨町での暮らしやすさの相関)を算出し、その関係を散布図にまとめました。
- 障がいのある人が重要と考え、現在の満足度が低い施策(重点改善分野)に該当するのは、「社会参加の場・支援」「就労に関する支援」「障がいについての理解促進」となっています。一方で、重要視されつつ、現在の満足度は高い施策(重点維持分野)は「保健・医療の充実」となっています。

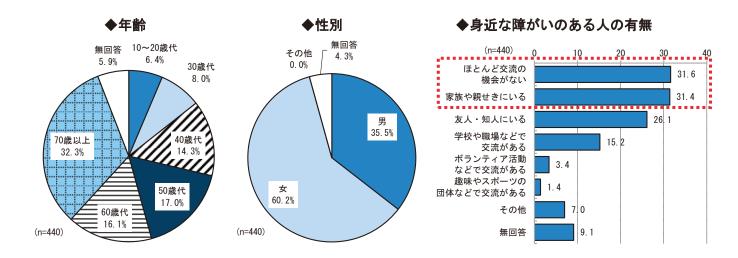
◆施策の満足度・重要度の関係



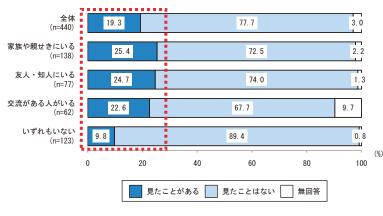
②一般向けアンケート

回答者について

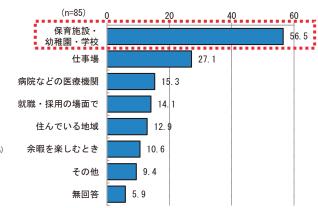
- アンケートの回答は、女性が6割以上を占めており、60 歳以上の人が 48.4%と半数近くになっています。
- また、全体で障がいのある人とほとんど交流の機会がない人と家族や親せきにいる人がそれぞれおよそ3割と同程度です。
- 全体のおよそ2割が障がいのある人への差別を見た経験があり、保育施設・幼稚園・学校が半数以上となっています。



◆差別を見た経験(身近な障がいのある人別)



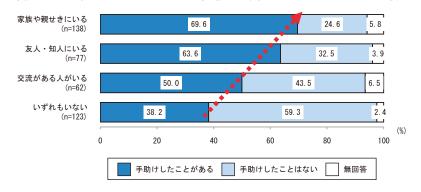
◆差別を見た場所



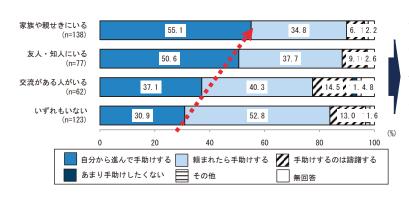
障がいのある人への手助けについて

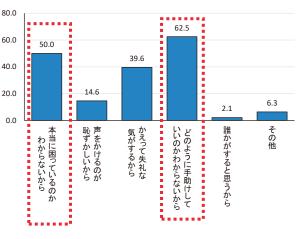
- 親族や友人、**障がいのある人と交流があるほど、障がいのある人に手助けした経験や今後の手助** け**の意向が高い傾向**にあります。
- また、手助けした内容を見ると、全般的に公共交通機関で席を譲った経験が高いですが、家族や 親せき、友人・知人に障がいのある人がいると、困った様子の人へ自ら声掛けをした人が多くなっています。
- 手助けをしない理由としては、**手助けの方法や本当に必要としているかがわからないこと**が挙げられています。

◆障がいのある人への手助けの経験・今後の手助けの意向(身近な障がいのある人別)



◆手助けをしたくない理由





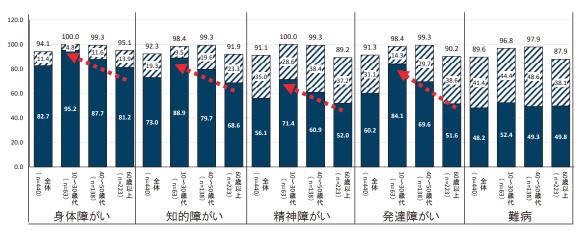
◆手助けした内容(身近な障がいのある人別)

		回答者数	をゆずった公共交通機関などで席	動を手助けした横断歩道や階段での移	手助けした事いすを押して移動を	声掛けをした困った様子の人に自ら	際に、購入を手伝ったわからなくて困っている切符・商品の購入方法が	た調が悪い人を介助し	を呼んだ・救急車体調が悪い人を病院に	その他	無回答
	全 体	241	64.3	33.6	27.0	41.9	11.2	17.0	8.3	7.9	0.4
身	家族や親せきにいる	96	66.7	36.5	30.2	43.8	8.3	20.8	8.3	7.3	0.0
あるー	友人・知人にいる	49	73.5	36.7	22.4	51.0	20.4	18.4	10.2	8.2	0.0
別が	交流がある人がいる	31	48.4	22.6	41.9	35.5	9.7	9.7	9.7	22.6	0.0
。 の	いずれもいない	47	63.8	27.7	19.1	31.9	4.3	12.8	8.5	2.1	2.1

障がいに関する理解・認知について

- <u>障がいの種類とその内容は、年齢が若いと認知度が高い傾向</u>にありますが、難病は年齢に関わらず障がいの内容まで知っているのはほぼ半数程度です。
- <u>障がいに関連する言葉とその意味も、多くは年齢が若いと認知度が高い傾向</u>にあります。<u>合理的</u> 配慮と地域共生社会は、意味まで知っている人が3割未満と**認知度が低く**なっています。
- ほとんどの人が、段差(ア)を障がいと認識しており、<u>社会モデルの考え方が普及</u>しています。

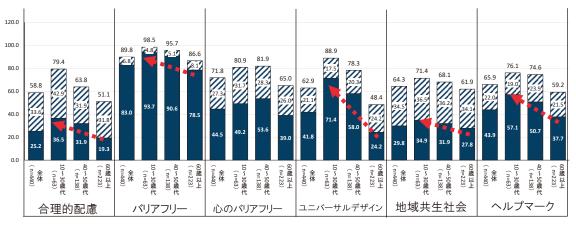
◆障がいの種類の認知度(年齢別)



■ことばも障がいの内容も知っている

□ことばは知っているが障がいの内容はわからない

◆障がいに関連する言葉の認知度(年齢別)

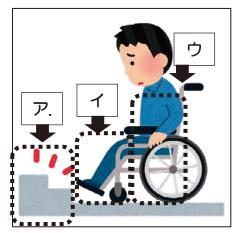


■ことばも意味も知っている

□ことばは知っている意味は分からない

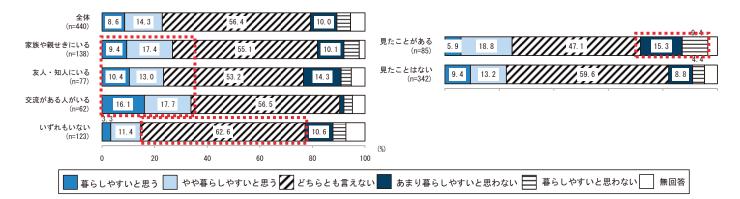
◆社会モデルの認知度(年齢別)

		回答者数	ると思うアに障がいがあ	ると思うイに障がいがあ	ると思うりに障がいがあ	その他	いはないと思ういずれにも障が	無回答
	全 体	440	76.1	34.5	23.9	2.3	1.1	12.3
年	10~30歳代	63	85.7	44.4	25.4	3.2	0.0	1.6
齢	40~50歳代	138	85.5	36.2	26.8	0.7	0.0	6.5
別	60歳以上	223	69.1	30.9	21.5	2.7	2.2	16.6



障がいのある人の暮らしについて

- 障がいのある人の播磨町での暮らしやすさに対し、<u>障がいのある人と関りがある人は、およそ2~3割が暮らしやすいもしくはやや暮らしやすいと認識しています。一方で、</u><u>障がいのある人と関わりがない人は、関りがある人に比べてその判断できない(どちらとも言えない)意見が多くなっています。</u>
- また、<u>差別を見たことがある人は、暮らしやすいと思わない、あまり暮らしやすいと思わないの回</u> 答が高くなっています。
- 障がいへの理解を深めるためには、<u>学校での福祉教育・人権教育が必要</u>とされています。また、<u>家</u> 族・親せき、友人・知人に障がいのある人がいる人は、広報啓発の必要性を高く認識しています。
- 障がいのある人にとって住みよいまちに必要なこととしては、相談窓口や福祉サービスの充実が望まれています。
- ◆障がいのある人の播磨町での暮らしやすさ(身近な障がいのある人別·差別を見た経験別)



◆障がいについての住民の理解を深めるために必要なこと(身近な障がいのある人別)

			人学	交 障	報 障	の開福	ち障	推ボ障	通ら障	演障	わ	そ	特	
			権校	流が	・が	交放祉	づが	進ラが	学ずが	会 が	か	の	に	無
		全	教で	のい	啓い	流や施	くい	ンい	す、い	やい	b	他	な	回
		:	育の	機 の	発に	、設	りの	テの	る地の	学に	な		い	答
		:	の 福	会あ	のつ	地の	へあ	イあ	こ域有	習つ	い			
		体	充 祉	る	充い	域 地	のる	アる	との無	会い				
			実 教	人	実て	住 域	参人	活人	学に	のて				
		:	育	لح	の	民へ	加の	動へ	校関	開の				
				の	広	との	ま	のの	にわ	催講				
	全 体	440	41.4	33.4	28.6	25.9	21.6	18.2	16.1	13.6	12.5	2.5	2.7	1.8
の近	家族や親せきにいる	138	46.4	37.0	38.4	28.3	20.3	14.5	21.0	13.8	8.7	2.9	1.4	0.0
00 な	友人・知人にいる	77	45.5	36.4	32.5	28.6	24.7	24.7	15.6	14.3	7.8	0.0	3.9	0.0
る障が	交流がある人がいる	62	38.7	30.6	11.3	22.6	25.8	14.5	11.3	17.7	12.9	3.2	6.5	3.2
別い	いずれもいない	123	36.6	32.5	24.4	25.2	22.0	20.3	13.8	11.4	16.3	1.6	1.6	2.4

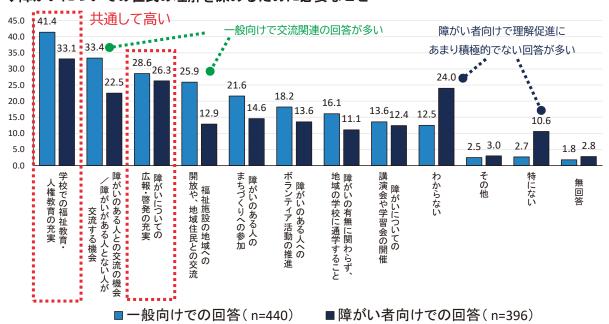
◆障がいのある人にとって住みよいまちに必要なこと:上位 10 位(身近な障がいのある人別)

		回答者数	のをん 充つで 実くも	福祉のサービの生活や介助	く場所の確保	の簡素化サービス利用の手続き	物などの整備・改善利用しやすい道路・建	づ意が	整備などの通ビリ・生活訓	整備などいに配慮	材 健 の や	動の充実めの福祉教育や広報活差別や偏見をなくすた
	全 体	440	47.7	38.2	38.0	32.3	32.0	26.1	20.7	20.5	19.1	18.0
身上近	家族や親せきにいる	138	54.3	42.0	34.1	35.5	30.4	29.0	18.8	23.2	23.2	21.0
あるー	友人・知人にいる	77	46.8	36.4	41.6	32.5	24.7	28.6	22.1	19.5	19.5	23.4
人がい	交流がある人がいる	62	37.1	32.3	35.5	22.6	32.3	21.0	30.6	17.7	21.0	17.7
が (へ	いずれもいない	123	48.8	42.3	44.7	33.3	37.4	28.5	18.7	19.5	17.1	13.0

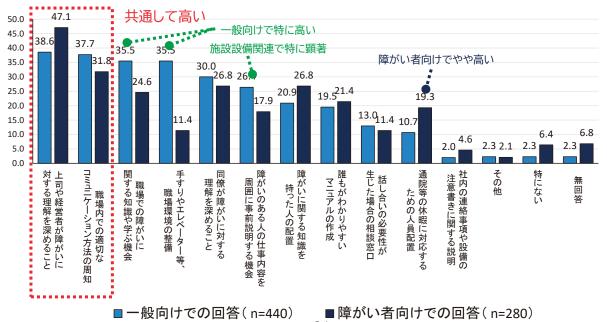
③障がい者向けアンケートと一般向けアンケートの比較

- 障がいについての住民の理解を深めるために必要なこととして、学校での福祉教育・人権教育の 充実や障がいについての広報・啓発の充実の回答が障がいのある人、ない人ともに高くなってい ます。一方で、地域住民や障がいのある人とない人の交流は障がいのない人側では必要との認識 が強く、障がいのある人は必要なことがわからないや特にないといった消極的な回答が多い傾 向にあります。
- 障がいのある人とない人が同じ職場で働くにあたって必要なこととして、上司や経営者が障がい に対する理解を深めることや職場内での適切なコミュニケーション方法の周知の回答が障がい のある人、ない人ともに高くなっています。一方で、両者でギャップが生じていたのは、障がい のある人や障がいについて学ぶ場・説明の場、施設整備等バリアフリーに関しての必要性(障が いのない人)、通院等の休暇に対応するための人員配置(障がいのある人)となっています。

◆障がいについての住民の理解を深めるために必要なこと



◆障がいのある人とない人が同じ職場で働くにあたって必要なこと



(2)サービス提供事業所へのアンケート調査概要

①実施目的

この調査は、本計画の策定するにあたり、障害福祉サービスの提供状況や事業所における課題を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としました。

②調査方法

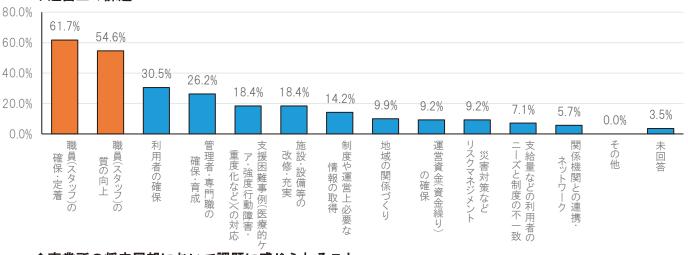
調査対象	播磨町内在住の人が利用している障害福祉サービス事業所
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	令和4年10月
配布数	198 件
回答数·率	141 件(71.2%)

(2)事業所へのアンケート調査結果

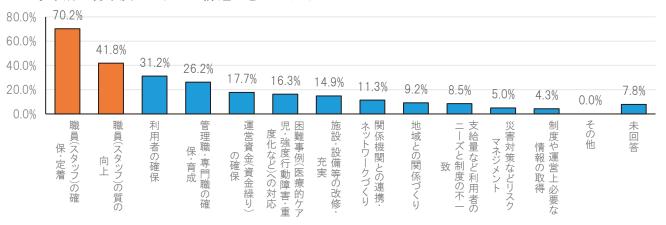
事業所運営について

● 運営上と将来展望における課題はともに「職員(スタッフ)の確保・定着」「職員(スタッフ)の 質の向上」といった、人材に関する点が多くなっています。

◆運営上の課題



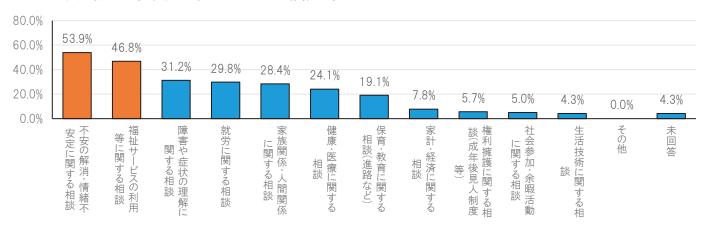
◆事業所の将来展望において課題に感じられること



障がいのある人の困難や課題について

- 事業所への相談内容は「不安の解消・情緒不安定に関する相談」や「福祉サービス利用等に関する相談」が多くなっています。
- また、障がいのある人の地域生活に関しては、「介助者の確保」や「相談相手や医療機関の充実」 が必要との認識が多くなっています。

◆利用者から事業所に寄せられる主な相談内容



◆障がいのある人が地域生活(在宅の暮らし)を送るにあたっての課題と必要な支援



6. ヒアリング調査結果

(1)概要

播磨町における障害者関係団体に面談でのヒアリング調査を実施しました。

(2)結果

① 団体活動について

活動における課題	課題解決の方策
会員の減少と高齢化、役員の成り手不足。 活動参加者の固定化。 育成会等が全国的に解体されている。	団体で生活に役立つ情報や、イベント情報の発信が必要。
活動の場として、長期休暇中など総合体育館 を活用したいが、定期利用団体により予約が埋まっているため、企画が実行できず延期している場合がある。	長期休暇中のみでも定期利用団体以外が予 約しやすい日を設ける、もしくは、学校の体育館 を年間登録なしで利用できるシステムがあれば よい。

当事者・家族の課題	課題解決の方策
総合相談の認知度が低い、相談先がたくさん あっても相談しにくい、相談員が頼りない等の理 由で、将来・就労に関する進学相談を受けることが多い。	親の会の保護者、家族の話を聞くことができる機会を作る。
いきいきスポーツ教室や、その他の習い事、教 室で障がいのある児童が参加しにくい雰囲気が ある。	障がいのある児童を対象としたプログラムや、 一般の教室でも障がいのある児童が参加可能 な内容や、支援する人をつけるようにしてほし い。
支援学級の子どもの交流イベント(のびのびはりま)がなくなり、横のつながりを形成する機会が少ない。	NPO 法人等と連携して、イベントや行事を実施してほしい。

② 福祉サービスについて

サービスの種類	不十分な点
グループホーム(共同生活援助)	食事が手作りなど、アットホームな場所を望む。
ショートステイ(短期入所) 日中一時支援	学校や事業所が開いていない時間、休日などに活用できるように してほしい。 未就学児、就学時が利用できる場所がない。
ヘルパー・ガイドヘルプ	知的障がい者の枠が少なく、ヘルパーの確保が困難である。
児童発達支援	サービスを利用できるまで時間がかかる点を改善してほしい。 家族の知識不足から生じる不安に向き合う支援や、一般教育の 在り方を充実してほしい。
放課後等デイサービス	希望者がサービスを利用できないことがあるため、事業所を増やしてほしい。 運動面も見てもらえる事業所が少ない。
情報提供	障がいがあると分かった際に、利用できる福祉サービスがわかるようにしてほしい。
その他	ST や OT の充実、ペアレントトレーニング、勉強会の充実による保護者・家族への支援。 事業所における移動支援サービスを受け入れる体制。 成年後見制度について、メリット、デメリットともに知ることができるよう成年後見センターが必要。 いきいきセンターのプール教室での障がい者・児の枠の拡大。 町内における療育センターの設置、中学生以上でも療育を受けられる環境。 手続きの負担によりあきらめることがないようにフォローの充実。

③ 発達支援、保育、教育(学校生活など)について

困っている点	解決に必要な支援
障がいにより受けられない授業(体育・音楽)な	
どがある。	トイレや移動教室、授業で少し支援・サポートを
加配の支援員が十分でない場合がある。小学	する人材の確保。
校の支援学級では、幼稚園のように障がいのあ	小学校における加配の支援員の配置、ボラン
る児童につく人がおらず、環境の変化に困った	ティア人員の増員。
時期があった。	
先生、友人などに障がいの特性を十分に理解	 疑似体験などを通じた理解促進·啓発活動が
してもらえない。	必要。
先生の知識不足から、合理的配慮がされてい	必妥。 教師への研修や、障害に関する知識の普及。
ないケースがある。	教師・砂切修で、障害に関する知識の自及。
支援学校・在校生は地域になじめず、学校に	夜に開所しているデイサービスなど、学校以外
行けない。	の居場所づくり。
LD 児に対するタブレット利用が進んでおらず、	タブレット利用の研修を教師、当事者、保護者
学習への支援が十分でない。	が受けられる支援が必要。

④ 就労や社会参加について

困っている点	解決に必要な支援
就労先の選択肢の少なさ、工賃の低さ	中小企業などとのマッチングの機会を増やす
	コミセン、町役場、公園での掃除などを福祉事
	業所に委託する
町内の移動手段がない	コミュニティバスの実施
将来的なことであり、想像できていないが、情報 を得る機会が少ない。	同じ立場の障がいのある児童の保護者から、
	就職に関する経験談を聴く機会、研修、職場
	見学の機会の充実。

⑤ 相談支援体制について

困っている点	解決に必要な支援
相談支援先につながるまでの情報が不足して	たけのこ教室、たんぽぽ教室、親の会が、相談
情談文表元に フながるよくの情報が不足して	先への橋渡しとして機能している。 親への支援
いる。 	の充実が必要。
相談支援事業所、相談支援員の不足、相談	
支援員の質の違いが大きい。	相談支援員の確保、育成環境の充実により、
一度、大丈夫と判断された場合に療育のサポ	支援が必要な人に寄り添う支援員の増加が必
―トを受けられる、その後に再度療育相談が必	要。
要となるケースがある。	

⑥ 差別について

困っている点	解決に必要な支援
町民の苦情により、送迎バス停留所を何度も	子どものころから障がいのある人と関わる機会、
変更させられる。	知る機会を増やし、地域の小中高の交流及び
障がいのある人への理解、特性や症状の知識	親世代も一緒に関わる機会を充実する。
の不足。年齢が上がると思いやりの意識が薄れ	1つの情報、1つの考え方のみを盲信せず、相
ているように感じる。	手は何が嫌で自分は何がつらいのか、それらを
	客観的に見て言語化できる人材の育成。
	中立の第3者機関があればよい。
差別にあった際の相談先が分からない。	嫌な思いをした時点ですぐに相談できる場、す
	ぐに対処してもらえる体制が必要。

⑦ 住まいや生活環境について

困っている点	解決に必要な支援
	親子で身体を動かすことができる室内空間を
室内で身体を自由に動かせたり、音を出せたり	播磨町にも設置する。
する余暇を過ごせる空間、居場所が欲しい。	引きこもりや、不登校の子供が過ごせるフリース
	クール等の設置。

⑧ 防災について

困っている点	解決に必要な支援
	事前に避難先や避難方法を決め、訓練を行う
福祉避難所でも知的障がい者は受け入れてく	ことが必要。
れない事例を聞く。度々移動することでパニック	地区ごとに避難場所まで行く、避難場所で過ご
を起こすことが予想される。	すなどの避難訓練を実施する。
避難しても声を出したり走ったりしても良い空	避難所で体を動かすこと、運動を許してもらえ
間、安心して過ごせる空間がなければ、避難を	る環境が必要。
しない。	特性に応じたスペース分け、加配などの配慮が
	避難場所で必要。
普段の生活で精いっぱいであり、災害時のこと	普段の生活に取り入れやすい備蓄の仕方を学
	ぶようにしてほしい。育成会で実施した「もちつ
世となる。	き」は楽しみながらそのような防災訓練にもな
担こなる。 何をどのように用意したらよいか、情報が不足し	る。
何をとのように用意したらよいが、情報が小足し ている。	防災セットの配布や、障がいのある人とその他
(いる。	の人の合同での防災訓練の実施。

7. 用語解説

あ行

アウトリーチ

「手を差しのべること」の意味で、困難を抱えながらも相談窓口へ足を運ぶことができない人に対して、訪問等を通じて必要な支援につなげる手法のこと。支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス。

医療的ケア児

NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

か行

基幹相談支援センター

障がいのある人の総合的な相談窓口として、地域における相談支援の中核を担う。総合的かつ専門的な相談支援の実施に関すること、地域の相談支援体制の強化に関すること、地域移行及び地域定着の促進の取組に関すること、権利擁護及び虐待防止に関することの業務を担う。

協働

複数の主体が対等な立場で互いに協力しながら目標に向かって活動すること。

強度行動障害

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど、周囲の人のくらしに影響を及ぼす 行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

ケアマネジャー(介護支援専門員)

要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービスを受けられるようにケア プランの作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行うもの。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で尊厳ある生活と 人生を維持することができるように、援助者が代理人としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

合理的配慮

障がいのある人が、困っている状況があり、その状況を取り除くため、また軽減するために、必要な対策や調整をしていくこと。

さ行

自立支援医療

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性 中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む)を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病 状にある人に対し、その通院医療に係る医療費の支給を行うもの。

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っている。

身体障害者手帳

身体に障がいのある人が、身体障害者福祉法に基づき交付される手帳。等級は1級から6級に区分され、障がいの種類により視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部(呼吸器や心臓、腎臓、膀胱又は直腸、小腸、免疫機能)等に分けられる。

精神障害者保健福祉手帳

一定程度の精神障がいの状態にある人が、精神保健福祉法に基づき交付される手帳。障害の程度により1級、2級、3級に区分されている。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々が、不動産や預貯金などの 財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結 んだり、遺産分割の協議をしたりする場合などに、保護し、支援する制度のこと。

た行

地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

地域自立支援協議会

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談 支援事業及び特定相談支援事業の適切な運営、ならびに地域の障害福祉に関するシステムづくりに ついての中核的な役割を果たす定期的な協議の場。

地域生活支援事業

「障害者総合支援法」に基づく事業で、介護給付や訓練等給付等によるサービスとは別に、地域で の生活を支えるために市町村及び県が主体となって取り組むさまざまな事業の総称。

地域包括ケアシステム

高齢者が自立して地域で生活を営めるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいが一体的に切れ目なく提供される体制の整備を目指したシステムのこと。

な行

難病

発病の機構が明らかでなく、治療法が確立しておらず、その疾病により長期にわたり療養を必要と することとなる疾病。

は行

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害(自閉スペクトラム症(ASD))、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

社会生活を送る上でのあらゆる障壁を取り除くこと。障壁となるものを取り除くことで生活しやす くしようという考え方。

ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性を踏まえたほめ方やしかり 方等を学び、具体的にどのような対応ができるかを学習したりしていくためのプログラム。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者等を、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

や行

ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用しやすいように建物、もの、しくみ、サービス などをデザインすること

ら行

療育

障がいのある児童の障がいを軽減し、自立して生活するために必要となる能力が得られるよう、治療・訓練と社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導を併せて行うこと。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がい児(者)に対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を 受けやすくすることを目的としている。

第4期播磨町障害者計画 第7期播磨町障害福祉計画 第3期播磨町障害児福祉計画

令和6年3月 発行:播磨町

編集:播磨町健康福祉課

〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

TEL: 079-435-2361 FAX: 079-435-0831